

## 第8日目(12月21日)

議長(松原良道君) おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は30名であります。

議長 これから本日の会議を開きます。

(午前9時30分)

議長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

質問順位19番、議席番号8番・寺口友彦君。

寺口友彦君 おはようございます。新生南魚沼市が誕生して初めての定例会でございます。年末のご多用のなか、傍聴の方には厚く御礼申しあげます。さて、井口一郎市政が誕生してからは早1年が経過しておりますが、この間、塩沢町が編入合併をされ、人口約6万4,000人の市が誕生したわけです。合併協議のなかで示されておりました新市建設、10年計画も国の三位一体改革の影響を強く受け、元から練り直さなければならない状況であると考えます。さらに人口減少が予想よりも早く、少子高齢化の進むなかで人口構成比も当初より変化をしております。

市民の皆さまが合併に寄せた思いを常に判断の中心にすえた場合、この12月定例会は通常の定例会とは異なり、南魚沼市の今後を決める出発点として極めて重要であると考えます。よって私は住民の皆さまが主役であるという立場から、市長の市政運営に対する基本姿勢と南魚沼市の今後を決める際の基本概念について事前通告により、次の5項目を質問いたします。市長は明確な答弁をお願いいたします。

### 1 行政組織の再編について

まず、行政組織の再編についてであります。来年度から今の市組織を、部局制を視野に入れつつ改変しようということについてであります。合併により市民サービスが低下するというようなことがあっては、何のための合併かと市民の皆さまからご批判を受けることになってしまいます。大和庁舎、六日町庁舎、塩沢庁舎と3つの庁舎を持っていることの利便性を生かし、3庁舎を有効に利用していくことが肝要であると思います。来年度から取りかかる組織再編の基本コンセプトはいかに。

### 2 財政について

次に財政についてであります。実質債務残高比率ならびに起債制限比率からみても厳しい状況にある市の財政健全化についてであります。新生南魚沼市は、一般会計、特別会計、合わせて910億円を超える負債を抱え、財政は危機的状況にあると言えます。市税73億円に対して一般会計約60億円という予算を組まなければならないのが現状です。財政健全化計画の基本はただ単に三位一体改革による交付税、及び補助金の削減に対応するためだけのものではなく、標準財政規模を基本概念として確固とした理念のもとに策定されていると思いますが、いかに。

### 3 教育について

次に教育についてであります。少子化に対応した教育環境の整備についてであります。児童、生徒数の減少により配置される教員の数も減少が予想されます。さらに三位一体改革により教育予算が一般財源化され、地方自治体の教育予算確保に重大な影響が出ると思われます。こういう状況のなかで子供たちに生きる力をもたせ、確かな学力を身につけさせるためには、義務教育期間である小・中において、強い連携ときめ細やかな指導のための教員配置が必要になると思いますが、いかに。

#### 4 医療・福祉について

続いて、医療・福祉についてであります。住民の皆さまが求めている地域医療を整備していくことについて、そして改正介護保険法により、介護現場に混乱と動揺が生じていることについてであります。市立の医療施設を3つ所有している南魚沼市にあって、住民の皆さまの望む地域医療を考えたとき、診療課目の整備が急務であると思えます。診療報酬が引き下げられようとしているとき、経営基盤の弱い市立病院をいかに運営していくのか、基本の考えはいかに。

さらに改正介護保険法の実施にともない、介護施設において介護収入の大幅な減が発生しており、また来年度から実施の新しい予防介護サービスについて混乱が予想されます。始まったばかりの介護保険法。地方の実情にあったものにしていくために、県や国に意見を上げるべきであると考えますが、いかに。

#### 5 健康増進について

そして健康増進についてであります。来年から導入される指定管理者制度による市内の各スポーツ施設、文化施設への影響についてであります。市内にある公の施設に指定管理者制度は適用されようとしています。日頃よりスポーツ文化活動に深い理解を示している市長は、市民の皆さまの諸活動に対して大きな変化が起きないように配慮なさっていくことと信じております。市民の皆さまの精神的、肉体的健康の増進のために公の施設を利用したスポーツ、文化活動は大切であると思えます。従来 of 活動に制約が起きないように、また新しい活動を喚起するように、この指定管理者制度を活用していくことと期待をしていますが、スポーツ、文化活動に対する基本的な考えはいかに。

以上、5つの項目について質問をいたします。これにて壇上よりの質問を終わります。

市長 おはようございます。一般質問も3日目になりまして、それぞれ皆さん方からいろいろのご提言、ご意見をいただいております。大変ありがたいことだと思っております。寺口議員のご質問にまずお答えいたします。

#### 1 行政組織の再編について

この行政組織の再編ということでありまして、組織を見直し、スリム化する。これは行政改革、合併 特に合併した市町村については大きな柱でありまして、そうでなくても常に考えていかなければならないことだというふうに思っております。私は昨日、一昨日も同様な質問があったなかで、本庁舎方式を前提とした庁舎整備検討。これをしようとしているところであります。当初は広域連合という部分が念頭になかったわけではありませんけ

ども、具体的に話がまだ進んでおりませんでした。ですのでこの広域連合部分を念頭に置かないで考えておりました、できれば18年度から新しい組織でという思いが、今年の6月、9月頃にはあったわけでありまして、その後急速に広域連合解散の方向ということになりました、改めて今度は広域連合の組織を南魚沼市のなかに入れて、そしてそこからもう一度考え直さなければならないということになりました。ですので1年ちょっと遅らせまして、平成18年度中にこの機構の見直しを終わらせて19年度から新しい機構でスタートをさせていただきたいという、今、考え方でありまして。

今、ご承知だと思いますけれども、地方自治法も改正をある程度されようとしておりました、現行の制度が若干変わってくるおそれもまたあるということです。こういう状況を見ながら行政サービスのあり方、これをやはりきちんと検討いたしまして、今の考え方でありますけれども、市長部局を総務、市民生活健康福祉、産業経済、都市整備、大まかこのくらいに分けて組織を組み立て直していきたい。ただここで、これについて部局制を敷くかどうかについてはまだ決定をしたということではありません。この組織を検討するなかで部局制を敷いた方がより効率的ということが出てきますれば、そういう方向にいくということでありまして。

できれば庁舎の整備もあわせまして、そのきちんとした組織で 組織で動くのは19年度からその組織で動かしていただきますが、庁舎の整備が19年度にはできるとは考えられませんので、これが20年になるのか、あるいは21～22年になるのか。この辺でありますけれども、相対的な仕上げはその庁舎の整備が終了したときからということになりますが、そういうことで本庁舎方式に移行したいということでありまして。

他の塩沢庁舎や大和庁舎、これについては当然でありますけれども、有効に活用させていただきたい。そしてその地域の皆さん方がいわゆる支所方式になったから、そこで不便が生じるということだけにはしない。そういう組織を考えていきたいということでありまして。そしてもし、空間、空きスペースが出ましたら、そこは民間の方への貸し出しも含めまして、有効活用を図っていきたい。そういう思いであります。

この部局制の導入という部分だけでみますと、他市の例。これは例でありますので、現在新潟の 今は21市ありますが 20市になりますけれども、このなかで部局制を採っている市は、新潟、長岡、上越、三条、新発田、柏崎、この6市でありまして、大体人口は10万人以上の市はこの部局制を採っているということでありまして。ただ、これは人口だけで言えるものではありませんで、私は方向としてやはり部局制の方がある程度こうスムーズにいくのかなという気がしておりますが、これはまだ決定事項ではありません。18年度にこの検討をさせていただきたいという思いでありますので、よろしくお願ひいたします。

## 2 財政について

財政についてであります。平成16年度の決算統計での実質財務残高比率は218.9パーセントであります。起債制限比率は16年度の単年度で13.7パーセントとなっております。公債費は支出がこれは節減できないという義務的経費でありますので、これは極めて注意が

必要な経費だというふうに自覚をしております。したがって、借入れにあたりましては将来の財政負担を考えながら行っていますが一方、今ほどおっしゃっていただいたように、合併をして悪くなったとかですね、そういうことにならないように将来の世代もサービスに対する均等な負担を負うこと。これは当然なことでありませうけれども、生活関連基盤の推進、他地域に比べて極端にやはり遅れているところ、これらも見逃すわけにはいきませんので、今までもそうですし、これからもそういう部門については多少無理があっても、やはり推進をしていかなければならないという思いであります。

合併前の3町でここ数年の財政状況から、一応借入れを相当控えてやってまいりましたけれども、ご承知だと思いますが、交付税の一部が臨時財政対策債に振り替えられる。これは借金になったわけですね。それから合併振興基金の借入れ。これは振興基金の借入れで、昨日ちょっと子育て支援のところでお話しましたように、約24億円になるわけです。7割は後年度の交付税処置ということでありませうから、しかしながらこれも1回はやはり借入れをしなければならないわけでありませうので。これもありまして、実質債務残高比率はこの近年急激に上がってきているということでありませう。

仮に合併時の人口で試算いたしますと、市民1人あたりの実質債務額は57万6,000円程度になる。この額には国が7割を交付税で補填する合併振興基金、今ほど申しあげましたこの借入れ。あるいは10割を補填する臨時財政対策債。これも含まれております。ですので実質的にはこの部分を引けばいいんだらうと思いますが、一応債務残高でありますので、これは全部含まれていると。

起債制限比率は3ヵ年平均で13パーセント、これを超えますと自主的に財政適正化計画を策定するように県から指導がある。15パーセントを超えますと、必ず策定することが求められるということでありませう。さらに20パーセントを超えますと起債を発行することができなくなる。財政再建団体と同じ事態ということでありませう。

現状は当然ですけれども、安心できる状況でありませうが、広域連合の起債残高を全額引き受けた場合は今の試算では単年度で15.8パーセント。15パーセントをちょっと超えるということでありませうが、3ヵ年平均では15パーセントを下まわっております。何でもこのまま財政健全化計画を立てないで、今のまま悠々諾々といってしまうと、翌年度か再来年度には財政適正化計画を策定する必要があるということ。

この場合につきましては一部繰上げ償還等でこの率を下げることはできればいいんですけども、これも今までご説明申しあげてきましたように、基金の積立がほとんど底をついているという状況でありまして、余裕の財源はありません。ですので、このいわゆる繰上げ償還はできる状況ではない。

この対応といたしまして、今日、午後になりましょうか、皆さん方にご説明を申しあげます、財政健全化計画、あるいは適正化計画を実施して、指標の動向に留意をしながら、しかも市民サービスを極力落とさないようにしながらやってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

### 3 教育につきまして

3番のこの教育につきましては、後ほど教育長より答弁をいたさせます。

### 4 医療・福祉について

医療福祉についてでありますけれども、これはなかなか議員の質問が何て言いますか、大きすぎると言いますか。ちょっと私の答弁が趣旨からはずれましたらまた後ほどご指摘をいただきたいと思っておりますけれども。市立病院の役割、現在の課題。これにつきましては、昨日宮田議員にお答えしたとおりでありますので、詳しくは省かせていただきますが、地域医療、これは一言で言えば、地域の実情にあわせて市民の生活に根ざしたあらゆる医療を提供すること。ですのでデパート方式ということであります。換言すれば市民が安心して生活するための医療、福祉の施設整備と良質なサービスの提供と、これは当たり前のことであります。

平成15年の春に実施されました合併に伴う住民アンケートでも、保健医療のサービスを推進する町。これがやはり旧3町ともトップを占めておりました。私も地域完結型市政のひとつの大きな柱としての位置づけ。そして安心して、安全で過ごせる地域。この柱として、積極的に対応をしていかなければならないというふうに考えております。

これを推進するためにはやはり保健医療、福祉、この連携が極めて重要でありまして、今、このことをやっております旧大和の病院、南魚の医療福祉センター、これを例に上げますと、大和病院健診センター、特養八色園、これがそれぞれ連携をいたしまして総合的な観点から地域医療を推進しているということであります。

これが今、この推進している部分につきましては、旧大和のサイズに一応限定をされているということでもあります。当然であります、旧大和町時代に作成をしたそういう部門でございますので、六日町、塩沢を想定したことはなかったわけでありまして。これらが若干今、齟齬が出てきているといたしますか。これは基幹病院建設にあわせまして、市内の医療・福祉・保健体制をどう再構築するかということで、庁内にも検討委員会を医師の皆さんも含めて立ち上げたところでございます。今後、基幹病院等も視野におきながら、このことをきちんとやっていかなければならないと。そして市民の皆さんがやはり安心して生活できるよう、という思いで積極的に推進してまいりたいと思っております。

一方で医療サービス。これは医療と言いましてもやはりサービス、サービス業でありますので、市民にとって使い勝手の良い、そして敷居の高くない病院運営に。これは大和病院ばかりではありませんで、城内病院もそして中ノ島診療所もそういうことに心がけていかなければならないということでもあります。

ただ自治体がこの病院を運営するというのは非常にやはり厳しい面がございます、財政面もそうあります。特に医師の確保、これは本当に大変だということをつくづく実感しております。旧六日町では城内病院がございます。これは大学との連携はほとんどありませんでしたので、スポット的に医師が足らなくなった場合は探さなければなりません。それはまたそれで良かったわけです。今度は大和病院の場合はほとんど大学との連携でありますので、全てやはり大学に伺って、そこから派遣をしてもらうということになりますが、これも非常

に大学の意思で本当に左右される。今年も4月に自治医大の皆さんから内科医2名が、言い方悪いですが、引き上げられたという実態もあるわけであります。この医師確保は本当に大変なことだとなつくづく実感しておりますが、これも基幹病院が今の構想のなかで建設をされますと、そこから医師を養成をして、そして魚沼地域の病院に優先的に配置をすることが謳われておりますし、それが合意事項であります。そういう面では今度は医師確保にそれ程精力を費やさなくても、何とかやっていけるんだらうと。そして診療科目も地域のニーズにあった、この科目がないとかそういうことにはならない、特に小児科、産婦人科、それらを含めてきちんとした今度は体制をとれるもんだと思います。そういうことに非常に今、期待をかけているわけでございますけれども、今後全力で対応していこうという決意だけを申しあげてご理解いただきたいと思っております。

改正の介護保険法。これで現場に混乱と動揺が生じているということではありますが、この介護保険制度の改正に伴う各サービスの具体的な報酬や基準の公表。これにつきましては、国の審議会の基本方針を受けまして、年明けの1月中旬以降ということになっております。事業者といたしましても、これまでの動向を注視しながら具体的にはこれらの結果を踏まえての最終判断になる。ただこの法律が、中身がある程度私たちに伝わってきたなかで、八色園で試算をいたしましたら、やっぱり年間6,000万円くらいの減収という予想等が出ております。これが具体的にそうなるのかならんのかまだはつきりわかりませんが、非常に厳しい状況だということは認識をしております。

今回の改正は本当に介護保険制度が始まって以来の大改革でありまして、国もこういう状況を見ながら、しばらくは事業者も混乱が予想されますけれども、情報が私どもに入り次第、やはり速やかに周知していきたいということだと思っております。

サービス内容につきましては、予防重視型システムへの転換が図られている。新予防給付は利用者の「自立支援」これをより推進する立場から、既存のサービスに「状態の維持・改善可能性」の観点を加味をされるということでありまして、運動器 これは器の方ですけれども の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上。こういう新メニューが導入されることで、その意識も変わってくるというふうに思っております。利用者にとりましては、そうそう大幅にサービスの内容が変わってくるということではないというふうに私は理解いたしております。

今回の制度改正につきましては、機会あるたびに都道府県、あるいはまた私どもの市町村から多くの要望、意見は出されておりますけれども、結果的にはこの制度の持続可能性、これを最優先した内容になってるんだと理解をしております。このまま改正もなしで今のままいきますと、介護保険制度そのものが破綻をしてしまうという、こういう懸念がやはり一番強かったということでありまして、ここを最優先して、若干の部分はお互い目をつむろうということではありませんけれども、我慢されるところは我慢しながら、これだけの制度で本当にもう今、国民にとってはなくてはならない制度でありますので、この破綻を避けると。このことをやはり最優先していくということだと思っております。

## 5 健康増進について

健康増進についてであります。議員おっしゃっていただいたように、指定管理者制度に移行したら、市民の皆さん方の使い勝手が悪くなったとか、市民の皆さん方へのサービスが低下したと、このことだけは絶対避けなければならないというふうに考えております。来年からの指定管理者制度への移行というのは以前にも申しあげましたが、実質的に指定管理者制度に馴染まないという部分が相当この地域にはあるわけであります。ただ指定管理者制度ということですから、ほとんど市内の文化・スポーツ施設、これは全部対象にはなるわけでありあります。

このことにつきましてはひとつですね、中沢俊一議員からも言っていたように、これを本当にもうすぐ民間に移して、活性化できたり、あるいは経費の節減ができたりという、そういう部分もやればできるという部分もあるわけであります。が、ただちょっとやっぱり配慮しなければならないという部分につきましては、指定期間が2年とか3年とかと、これの場合は決まるわけです。長期的な展望が持ちにくくなるという、そういう欠陥があることは確かであります。とくにこの文化会館、あるいはディスポート、こういう部分について収益性が重視をされ、それがために事業が偏るとか市民の皆さん方の使い勝手が悪くなるという、そういうことが懸念をされるということでもあります。

これは中沢議員にも申しあげたとおりであります。そういうことを払拭するためにはじゃあどうすればいいかということは、これからよく考えていかなければならないことではあります。当面は現在のその団体等ともよく協議をしながら進めていくわけではありますけれども。議員おっしゃっていただいたそのことによって使い勝手が悪くなる、あるいは市民サービスが落ちるといったことは避けるということではあります。

本来この設置目的というのが、その設置をしたときの目的があるわけではありますので、それをやはり損なわない。今の市民会館であります。当時の六日町町民に文化の香りをと、そういうことではあります。そして文化には金がかかる。年間、あの当時私も議員でありましたが、4,000万円から5,000万円の町からの持ち出しは覚悟をしながら、あそこに文化の殿堂を建てた。そしてディスポートも同じであります。市民の皆さん方の健康増進、そういうことのために、この程度の持ち出しはもうある意味では致し方ないという。そういう前提にたって建設をした建物でありますので、その本来の目的が損なわれる、そういうことにはなってはならないというふうに思っております。

今後ともそういうことを念頭におきながら、しかしやっぱり経営的な部分もいつまで経っても垂れ流し的にそういうことはできません。そこに経営的な手法を加味をしながら、より良い施設の管理にあたっていきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひ申しあげます。以上であります。

### 教 育 長 3 教育について

寺口議員の質問に答弁申し上げます。少子化に対応した教育環境の整備についてであります。少子化が進むなかで今後どうしたらいいか、認識においては議員のご指摘と全く同じだと、

こういうふうに思って聞いておりました。ご指摘にもありましたように、学校の教員の配当は学級数で決まっていますが、学級数だけではなくて全校の児童・生徒数が一定のラインを割り込みますと、専任の教務主任が外されてしまうというふうなこともまたあるわけがあります。この辺に一人ひとりの価値観が多様化していくなかで、児童・生徒数が減少してくると、従来にはなかった問題が発生してくる可能性を含んでいると、こんなふうに認識しております。

そういうなかで私ども教育委員会では、昨年12月25日に今の教育委員5人が選任されたわけですが、それ以来、各学校、校長会の機会を捉えまして、学校間の連携、それから小・中の連携というふうなことを訴え続けてまいりました。県教委におきましても、教育事務所が小学校・中学校を指導で訪問する、これは前からやっているわけですが、平成15年度からはこのなかで、中学校を中心にしましてその中学校に生徒が通ってくる小学校も含めてこれをグループにしまして、小・中の連携というふうなことを強めるための指導をしてきたところであります。

例えば中学校区として一番小さい単位は城内の小学校、城内中学校ということですが、このように1中、1小の場合は、研究授業等でも極めて厳しいお互いに批判が飛び交います。例えば中学校の授業を小学校の先生が参観した後で、どうしてあの場面で子供たちに教科書を読ませないのだとか、時間配分が本当に子供たちのためになっているかと。こういったふうな極めて技術的な分野についてまで、極めて厳しい、私どもは初めてそこで参加したときには、こんなに厳しいことを言い合って、後で喧嘩にならないのかなと思うくらい厳しいやり取りもしておられました。

これが小学校の数が増えれば増えるほど、そういう厳しさが多少は薄らいでしまう。これはやむを得ないかと思いますが、今後とも小学校で教えた子供たちが中学校に行っているわけですから、小学校と中学の連携を深めて、このことによって俗に言われております「中1ギャップ」こういったものを極力解消したり、あるいは生徒指導、それから特別な支援を要する児童に対する指導が切れ目なく円滑に接続していくような、そういう連携の強化を求めていますと、このように思っております。

それから学力という観点から申し上げますと、昨日も申し上げたような気がいたしますが、この地域は新採用の3年間あるいは6年間という、きわめて若い教職員が本当に大勢配されます。またこの先生方がいないとまわらないというのもまた実態であります。そういうなかで学習指導センターというものをつくりまして、今までは数学と英語というふうなことでやってまいりましたが、この学習指導センターをさらに強化することによって、教職員の指導力のさらなる向上。それからもうひとつは昨日も申し上げましたが、児童・生徒に基本的な生活習慣を身につけさせ、家庭でも一定時間きちんと勉強するような、そういう努力をしてまいりたいと、このように考えておるところであります。今後ともご指導を賜りたいと思います。終わります。

寺口友彦君　それでは再質問させていただきます。



## 1 行政組織の再編について

まず、行政組織と財政、一緒に質問させていただきたいと思います。私は新生南魚沼市は株式会社南魚沼行政サービスという会社が誕生したと捉えるべきであると思っております。それは情勢の変化もございませうけれども、市民の皆さまが求めているサービスというのは何かというものをよく汲み上げて、その必要なサービスというものをいかにコストを下げ提供していくか。これがこれからの行政の課題であると私は考えているわけです。部局制というものがそういうかたちでもって、今のような必要なサービスをいかにコストを下げ提供していくことに貢献できるのかというところをまたお答え願いたいと思います。

## 2 財政について

それから財政についてでありますけれども、配られました健全化計画を読ませていただきました。そのなかに載っていることは、見ますと改善の方向と姿勢、出されている項目については、今までやってこられたことではないかというように思っております。それは例えば事務の方のOA化等を見ますと、OA化によって事務は効率かされてという話ですけれども、実際は職員1人1台にパソコンがあってもそのパソコンにかかりきりであって、実際に窓口に来られた市民の方に対するサービスはそれは変わらない。むしろパソコンの方にかかる時間が多くて、市民にお話をする時間がないというようなところは多々あるわけです。実質的には効率を發揮できないものではないかというふうに考えているわけでありませう。

そうした場合に、では何が大事かというふうに考えた場合については、やはり私は平成17年度の一般会計予算のなかで、特別職3名の給与総額が4,500万円を超えているというところを見ましても、当局は本気でその財政健全化に取り組む気があるのかというふうに市民の皆さまにとられるのではないかと思っております。

この健全化計画のなかでも来年度から3ヵ年、市長は15パーセントカット。助役と収入役、教育長については10パーセントカットと、こういうものが出されておりますけれども、来年度職員の方は平均5パーセントの給与カットであるというようなことは人事院勧告から実施されるということでありませう。けれども市長自らがもっと大幅なカットを示して、私は本気でやるんだということを職員に示さなければ、職員の士気はあがってこない。ここに示されているようなことが絵に描いた餅で終わってしまう可能性もあるわけだ。そういう意味でも市長の強い意気込みというのを聞いたかったわけでありませう。

さらに財政についてもう少しお聞きしたいのは、ようするに2010年度の後半にあたって、総務省の方はプライマリーバランスというものを黒字に転化しろ、というようなお達しを出してくるそうでありませう。そうしたなかでやはりこのバランスというのが、いかに大事であるかということをして市長は認識なさって、今ある負債を次の世代におっかぶせるというような今のような図式をなくしていくんだと。そういうところの意気込みを聞いたかったわけでありませう。

こういうことを全て実行するについて、私は情報公開と、それから行政サービスに対する評価と、そして市民の皆さまの参加と、この3本柱が必要であるというふうに思っております。

この3本柱を利用しながら、行政、財政改革に取り組んでいくべきであるというふうに思いますので、それに対する市長のお考えをお聞きしたいと思います。

### 3 教育について

それから3番の教育についてでありますけども、非常に予算の厳しいなか、教育委員会の仕事はこれから大変増えるわけで、非常に厳しくなるというふうに思っておりますけども、私の申しました小・中一貫と、小・中の連携ということは、これからは行政サービスも全て含めてでありますけども、地域、コミュニティというものの力が必要になってくると。そのコミュニティの力を利用しながら小・中で連携を強めていくと。

これは東京の方では既に実施されているところもありますけれども、非常にお金のかかる話であります。小・中で共通したカリキュラムを作成して、小学校の先生が中学へ行ったり、中学の先生が小学校へ行ったりというような交流も図ったりというなかで、義務教育機関でしっかりと子供たちを育てていくということを実践してるところもあるわけですけど、そういうことをするについても非常にお金のかかる話であります。

しかし、私はやっぱり教育は人づくりであると。人をつくれれば地域づくり。この南魚沼市が発展していくためには、やはり人づくりが必要であるというふうに私は考えております。厳しい財政運営のなかでも教育についての予算については、あれはだめだ、これはだめだということだけでなく、市民の皆さまの要求にお答えするようなかたちで予算づけを行うべきであると考えますが、その点についての回答をお願いいたします。

### 4 医療・福祉について

それから福祉・医療についてであります。私が一番心配しているのは、基幹病院というのが先にありきで、基幹病院という考えがこの既存の市立病院、中之島診療所も含めてでありますけれども、それに対して整備を行っていくことに対する障害条件になっているのではないかと。これを一番心配しているわけであります。そこのところのお考えをもう一度聞かせていただきたいと思っております。

それから改正介護保険法であります。確かに1月になりませんと国の方針も料金も全く決まらないというような状況でありますけども、それはわかっております。そういうような状況が発生して、じゃあ現場でもって来年から3ヵ年の介護保険の給付の総額が決まるわけですが、そうしたなかでこれはこの地方にあわないというようなところの考えも出てくるわけです。そうした場合について県や国に対して意見を申しあげる気はないのかということをお伺いしたいわけでありまして。

介護保険というのは全国一律のサービス、一律の料金ということでやっておりますけども、やはり何年かやってみた結果、やはり地方には地方の経済状態があるわけですから、全国一律料金というのはいかがなものかというようなところも含めて、県や国に意見を申しあげていただきたいということを言っているわけでありまして。それについての市長の考えをお伺いします。

### 5 健康増進について

最後に健康増進についてでありますけども、確かにこの指定管理者制度によって今までの活動が制約されないようにというお考えは、前の議員の説明の方からも聞きました。しかし私どもが一番心配をしているのは、お祭りというもの 例えばこの10月に行われました塩沢の一周駅伝というようなものですが、お祭りというようなものに対して、これは縦断駅伝もあるからこれは2つもいらんんじゃないか、というように簡単にそれを止めていこうというような考えはいかがなものか。やはりこの南魚沼に住んでいて良いと思うところは、いろいろなお祭りがあるからです。それは確かに担当している方たちの負担も大きいものであります。けれどもやはりそういう方たちの意見を聞きながら、スポーツ・文化活動というものについてはやはり理解を示していただいて、ただ単に2つあるから1つでいいじゃないか、というようなかたちでもってなくすというような方向はいかがなものか、ということとで質問をさせていただきます。

#### 市長 1 行政組織の再編について

1点目でありますけれども、部局制。これが今、議員おっしゃったように市民サービスの向上、それらに直結するかということとあります。これは直結しなければ当然導入しません。直結しなければ導入しません。今の組織のなかで結局、決裁範囲が非常に課長さん方が狭められているわけでありまして。狭くなっているんです。必ず助役のところとか、私のところへ上がってこなければ決裁ができない。それを部局制を敷くことによって、部長、局長の決裁でできることというのが想定すればできるわけですね。それだけサービスも迅速に行えるという、そういう部分もあります。ですのでそれらはいろいろ比較検討しながら。

ただやっぱりひとつだけ余計な組織ができるわけですから、私の意志の伝達が遅れるということも、弊害的に出てくるかもわからない。そういうことを総合的に勘案をしながら検討していくということとでございます。まだ部局制を導入するというふうに決めたとか、そういうことではありません。ただそういうことも念頭におきながらということですね。

パソコン。今、確かに私も見ていて1人に1台のパソコンであります。本当にまたそれにほとんどはもう慣れているわけですが、かかりきり。お客さんが来ても気が付かないとか、そういうことは若干見受けられる部分があります。これはやっぱり職員の意識でありますから、そういうことのないようによく徹底をしていかなければならないと思っています。ひとつのOA化の弊害だということは、私自身もそれは感じております。あれについていればただ仕事をしていなくても、していても仕事しているように見えますし。そういう面も含めて、これは職員の意識の問題でありますので、そういう指摘を受けないようにきちんと教育していきたいと。

#### 2 財政について

財政についてであります。市長のカット幅が少ないということとありますが、これは何をもってですね。例えば私が半額にして、やってそれでことが済むかと、そういう問題ではありません。ですのでこれは何をもってするか。15パーセントがいいのか、20パーセントがいいのか、いや10パーセントでいいのかというのは、例えば20パーセントにすればそ

のことで財政の健全化がきちんとできる、例えばですね。15パーセントだとこれは達成できないぞというようなことがあれば、当然20もやりますよ。半分でも結構です。ただそういう状況ではない。15パーセントが、皆さん方が私が15パーセントカットするのが、もしそれは意気込みが足りないぞと、不足だぞと、いうことであつたら、どうぞまた議会の皆さん方から市長の給与をもっと下げろとかですね、それは声をあげて下さい。私は今の状況のなかで15パーセント、そして他の特別職は10パーセント。これでいいだろうという思いでそういう提案をさせていただきました。ですので、またそれはそれぞれご意見をお聞かせいただきたいと思います。

それから後年度に負担を、ということであります。これはですね、今、今やったことを後年度ということで、これからやる、このことは必ず後年度に負担をさせていいわけでありませぬ。1例をいつも申しあげておりますが、下水道は管路、管路は70年もつんですね。70年。それを今の人間が全部負担をして、それでいいのか。そうじゃないんです。やっぱり使う人、私たちの子供や孫もその負担を負って当然なんです。今の世代が全部負担をしながらものをやっていくなつてことはできるはずがありませんから。後年度負担はあつてあたりまえだと私は思っています。

私たちが全部消費をした、社会資本整備でなくて、消費をした分をそっくり後年度まわすなんて、それはできません。それはなかなかできることではありませんけれども、そういうやっぱり社会資本整備とか、そういう部分については、これは後年度、私たちの子供や孫に負担があつて当然だと、そういう考え方で先ほど申しあげたことでもあります。

情報公開、市民参加。これはもうそれこそ当たり前のことでありまして、可能な限りの情報は公開いたしますし、市民の皆さんにもそれぞれそういう立場のなかで参画をして欲しいと。ですので昨日もちょっと申しあげましたが、住民基本自治条例。このことのなかで申しあげましたが、募つてもなかなか参画していただけないという傾向があるということは事実です。それをやはり啓蒙しながら参画を求めていくという、これは当たり前のことでありまして、一生懸命でやります。今、庁舎整備の検討委員会、一般の方が6名というところに、10名といいましたか、10名の応募がある。ありがたいことだと思っております。そういうことをやりながら、やはり市民の皆さん方から、当然であります子育て支援も含めて、我々もやる、という。行政だけに任せておくということではない、という、そういう意識はやっぱりもっていただきたい。そういうことを啓蒙していこうと思っております。

#### 4 医療・福祉について

病院関係のこと。医療関係であります、基幹病院が先にありきということではなくて、基幹病院構想が出ていて、これは一番求めていたことありますから。じゃあこの基幹病院をどう生かしながら、私たちの地域医療をもう1回再構築するかということあります。基幹病院があるから仕方ないなんてことでは、絶対考えられません。

ですので、今の私たちの庁内のプロジェクトチームにも、基幹病院がこうだからこうでなくて、どういう基幹病院をやっぱりつくっていこう、そういう検討も含めてやって下さい

ということをお願いしてあります。基幹病院ありきでやっているということではありませんので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

#### 5 健康増進について

最後のこの、具体的に申しあげていただきました駅伝であります。私は塩沢町の最後の駅伝だと知らないで言ったんですね、言ったとき。そしたら最後だということ。いや何でこんなにいい駅伝を止めるんだと。今、商工会の青年部の皆さん方が立ち上がっていただいて、また塩沢駅伝をやろうということになっているんです。決して2つあるのを1つにしよう、それは止めようということではありません。あれはなぜ止めることになったのか、私はちょっとわからなかったんです。だけれどもそういう話ですから、歴史もあってこれだけ大勢の皆さんが参画していただいて、楽しんでいる行事をなぜ止めるんですかということで、具体的に申しあげますけれども、宮田議員からちょっと中心になっていただいて、もう1度立ち上げていただくと。立ち上がりができなければだめです。全て行政に頼るということではありません。

そういうことで地域、地域のことはきちんと生かしていきたいし、やっぱり皆さん方が継続の要望があったり、こういうこともやりたいと。お祭りなんかは本当は毎日やってもらいたいくらいですね。そのくらいにしてやっぱり地域を活性化していきたいという思いでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

#### 4 医療・福祉について

失礼、もうひとつ。介護保険、このことであります。これは当然私どもも現場で、今の例えば法改正でこういう不具合があると、こういう矛盾があると、これは必ずあげます。あげて声をあげて、やっぱりそれは地域にあった、実情にあったふうにやってもらいたいと、これは確実にあげていこうと。ただそれが実るかどうかはちょっと別の問題ですけども、それは先頭に立ってやらせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

#### 教育長 3 教育について

教育について答弁を申しあげます。まずこのコミュニティの力を利用してということですが、もっともなご指摘であります。ややもすると学校というところは、かつてはどうしてもその閉鎖的な世界という指摘を受けてきたところであります。まず学校で何をやっているかというふうなことを地域に知っていただく。それからやっていることの評価もしていただくと、こういう方向で進まなければならないということで頑張っております。もう少し長い目で見ていただければ、確実に変わってくると、あるいは変えますということを申しあげたいと思います。

学校だけで、教師だけで子供たちを教育、指導しようとしても、なかなか難しい。おそらく思ったほどの効果は得られないんじゃないかな、こういうふうな気がいたします。学校は地域と一緒にこそ、大きな力が発揮できる。このように思っておりますので、今ほど申しあげましたような方向で今後ともさらに努力をしてまいりたいと思っております。

それから小・中の交流であります。確かに先進地におきましては、小学校と中学校の教

員の交流、あるいは特区で始まったことでありますが、小・中の一貫。これが東京都の一部では区をあげての取組みというふうなこともなされております。いきなりそこまでは難しいなと思いますけれども、とにかく小学校の授業に中学校の先生が参観する。中学校の授業を小学校の先生が参観する。そして自分たちが教えた生徒が今、どうなっているか。あるいは今、教えている生徒が小学校のときはどうだったのか。そういったことも認識を共有し、指導の一貫性を保ってまいりたい。このように考えております。

そして人づくりについてであります。地域と一体になって子供たちを指導する。そしてそのなかで地域の皆さんからも教育に参画していただく。教職員も地域の行事や地域の皆さんの価値観、願いというふうなものにしっかりと共有すると。こういうことで人づくりの分野でも貢献していきたいなと、こんなふうに思っております。

なお、大変厳しい財政状況というなかであります。こういったことを実現するために、必要だと思うものについては、教育委員会としては市長に対して予算の要請をしまいでありますが、どのような査定を受けるかは、これは市長の判断でありますので、ここでは答弁を控えさせていただきます。以上であります。

寺口友彦君　それでは再々質問をさせていただきます。

## 1 行政組織の再編について

私は新生南魚沼市になりまして、既成のサービスを含めてなんですけれども、新しいサービスも入れながら、全てのサービスについて見直しが行われて、そしてその過程のなかで部局制と。そして庁舎の問題はどうなるかというふうにやっていくべきであるというふうに思っております。

本庁者方式というふうにおっしゃいますけれども、財政的な裏づけが非常にないものですから、とりあえずはそういうような考えはお持ちでも、来年度から実施をしていくというふうなかたちではなくて、やはり3庁舎を有効に利用するということをまず最大限に考えるべきであるというふうに私は思っております。

そして市民の皆さまのサービスがどのようなものかといっても、それを全部実行できるわけではありませんので、それに対しては市民の皆さまに我慢をお願いするわけでありまして。その際に市長がどのような理由付けでもって、これは残念ながらできません、というときに、市庁舎は本庁舎方式でやるのです、というふうなところでは納得していただけないであろうというふうに私は思っております。

実際に塩沢の庁舎をみますれば非常に空室がめだっております。大和庁舎についてはまだ非常にいい建物であります。この3庁舎をいかに有効に利用して皆さまのサービスにお答えをしていくか、というところが大事なところであるというふうに私は考えておりますので、それについてもう一度お考えをお聞かせ願いたいと思います。

## 2 財政について

それから財政について、次の世代に送るというのは、これは当たり前のお話だとおっしゃられますけれども、私が問題にしているのはその額であります。実際にいえば南魚沼市は自力

で返さなければならないような負債が、私は550億円を超えているだろうと見積もっております。そうしたなかでプライマリーバランスというのを常に考えながら、これ以上の負債は増やさないような方向へもっていくというところをはっきりと打ち出さない限り、なかなか今の借金漬けの体制は解消できないのではないかと考えておりますので、そのところの答弁をお願いしたいと思います。

#### 4 医療・福祉について

医療・福祉については市民クラブの佐藤議員がまた次に質問いたしますので、そちらにお譲りいたします。

#### 3 教育について

教育については、教育委員長の方は、意気込みはあるということですので、それに期待をいたしまして、私も微力ではありますがサポートができればというふうに思っております。

#### 5 健康増進について

それから健康増進ということで、駅伝についてというふうなお話もありました。私は健康増進ということは中沢一博議員がおっしゃいましたように、やはりぴんぴん元気であるというのが医者にかからずに、そうすれば保険も使わずに市も楽になる、というふうに考えております。そういうような方向でこの指定管理者制度も有効に利用しながら、市民サービスの向上等、経費節減を図りながら、やはり文化・スポーツ活動を盛んにしていって、スポーツを通じて明るい町づくりをしていくというようなところが必要であると考えますので、そのことについてもいま一度市長のお考えをお伺いしたいと思います。

#### 市長 1 行政組織の再編について

行政組織の件でありますけれども、前々からといいますか他の議員の方にも申しあげてありますが、例えば本庁舎方式をとって、大和、塩沢を支所方式にして、それで市民サービスが低下するというにはしない方法を考えるということであります。しない方法を考えるということです。そういうふうにご理解ください。

そして来年度から実施ということではなく、来年度この検討をさせていただいて、庁舎はまだできませんけれども19年度からその組織のなかで動きたいと。ただその組織を一度再編してみたときに、この庁舎にいわゆる本庁機能がそっくり入るようであれば、別に増築も何もいらぬわけでありまして。ただいまの状況では、もう今で満杯でありますから入りきれないだろうということで、庁舎の建設、増築の検討委員会を立ち上げた。これは庁舎全般でありますから、ただここへ増築するというだけでなく、塩沢・大和この庁舎もどういうふうにご利用すればいいのか、ここらも含めて検討いただきたいということであります。来年度できればなるべく早いうちにと考えていますが、この機構の再編・改革をまずやると。そこからスタートするということでもありますので。当然原点は市民サービスの低下はさせないということを原点においてやらせていただきたいと思っております。

#### 2 財政について

財政ですけれども、私もこれ以上借入れ、起債を増やして、どんどんとそういうことを次世代に送っていこうということではありません。必要な社会資本整備はやらせていただかなければなりません。そのために出るいわゆる債務、これはやっぱり次世代も一緒になって負担していてもらいたい。今の全体で900億円を超える部分を、1,000億円になってもいい、2,000億円になってもいいという、そんな考え方は全くしておりません。この後の財政健全化計画のなかでも触れておりますけれども、これはやっぱり圧縮していくという考え方は当然でありますので、そういうことに心がけたいと思っております。

## 5 健康増進について

健康関係であります。これはおっしゃるとおりでありまして、もう一番の基本はやはり市民の皆さんがみんな健康でいただきたい。そのためのそれぞれの行事、これらはやっぱり一生懸命やっていただきたいし、市がまたお手伝いできる部分、主催する部分、これらもあろうかと思いますが、そういうことに配慮しながら、数だけ合わせて2つあったものを1つにすればいいとか、そういう安易な考え方は持たないでやっていこうと思っておりますので、またよろしくお願い申し上げます。

議長 質問順位20番、議席番号22番・笠原喜一郎君。

笠原喜一郎君 通告にしたがいまして、2点ほど質問させていただきます。

### 1 健全経営の基幹病院とは

1点目は基幹病院を核として、この南魚沼市にどういう安全・安心な体制をつくるかということでお聞きをいたします。私は政治とは、現実には起きている問題にひとつひとつ対応しながら明日をつくるという仕事であると思っております。市長は自分の公約のなかで自己完結型の市政を目指したいと、そう述べられております。私もそのひとつとして、この南魚沼市に住んでいる6万3,000人の市民が、本当に安全・安心して暮らせる、そういう社会を20年先、30年先を見据えたなかで私たちは今、つくっていかねばならないというふうに思っております。

そのひとつのチャンスが、私はこの基幹病院を核としてどう、今持っている大和病院、あるいは城内病院というその財産をどう活用しながら、安全・安心を確保していくか。そのことが私たちのこの4年間に課せられたなかでは、私は最重要課題であるというふうに考えております。

私は医療については全くの素人でありまして。また今、真剣になって取り組んでいられる医療関係者の皆さんに対して、ひょっとすれば失礼な言い方があるかも知れませんが、明日をつくるというその責任のなかで発言を許していただきたいと思っております。

私は基幹病院を論じるときにまず一番に考えなければならないことは、医師をどう確保するかということでありまして。この地域は小児科、あるいは産婦人科をはじめとして、慢性的な医師不足であります。そしてこの医師不足、小児科の医師不足はこの南魚沼市だけで起きている問題でなくて、全国で起きている問題であります。ということは今の状況のなかで医師をみつめてくるということは、非常に困難なことでありまして。



ではどうしたらそれらに対応して医師を確保できるか。それは私は、今、建設が計画をされている基幹病院の建設。早期建設するしかないというふうに思っております。しかし基幹病院のその医師を確保するについて、どういう体制で基幹病院を建設をした方がいいのか。それが一番の問題であります。市民は県立であろうが、あるいは民間であろうが、あるいは一部事務組合であろうが看板にこだわるものではありません。どなたがやろうが、この地域に安全と安心を確保させていただくことができるならば、それに私はこだわるものではないというふうに思っております。

そういう意味で基幹病院、その医師確保にとって今、県は新潟大学との分院というかたちでこの前、県の方から市に連絡があったというふうに市長は初日に述べられております。しかし私は、この新潟大学の分院という構想がはたして本当に医師確保に一番ベストなのか。今、私は少し疑問を持っているところがあります。

そしてもうひとつはこの基幹病院、300床から400床という基幹病院ができることによって、この医療圏域のベッド数は260くらい減らさなければならないという現実があります。小出病院、六日町病院、あるいは十日町病院を含めて、あるいは市立病院も含めてどう減少をしていくのか。仮に大和地域につくられたときに、六日町病院が減少するということは、とりもなおさず六日町地区、あるいは塩沢地区の人たちにとってみれば、一次医療を担うという意味ではマイナスになるわけです。それらをどうカバーをしていくのか。そしてベッド数が減るということは医師の確保はなかなか難しいという現実があるわけです。

それらを含めて医師を確保するために今、県が打ち出されている新潟大学の分院ということに対して、市長はどのように考えられているかをお聞きいたします。

2つ目はそれこそ救命救急の機能をもった病院にしていきたいと思いますということでもあります。しかしこの救命救急の機能の病院というのは、どなたがやろうが採算的には非常に難しい病院であります。ひとつのベッドに4人の看護師が、そして24時間体制で携わるということになれば、ひとベッドに3×4の12人の看護師が常時ついていかなければならない。それかけるベッド数であります。なかなか合わないわけです。

県は最初100万人に1ヶ所の救急センター。それが今、7圏域の医療圏域に再編をされたなかで、サブ三次というかたちでそれを設置をしようとしている。この魚沼は20万人であります。なかなか私は採算的に見たなかでは難しいというふうに思っていますけども、しかしこの地域が求める一番のまた医療であります。そういう意味でこの部分については、県から全てを私は負担をしていただき、そして実現をしていきたいと思いますと考えているところであります。

さて2点目。大きく分けて2点目は、この病院を含めてそしてこれから再編をされる病院を含めて、将来に亘って健全な経営をどうつくっていく体制が一番いいかということでありまます。協議会が県に最初に言ったのは、県立県営でやっていただきたいということでありまます。しかし知事は県立県営にこだわるならば、前に進みませんよ、ということで、協議会では再度協議したなかで、尊重するという言い方をしております。しかし今、県から出てき

たものは分院方式。新潟大学の分院方式でやるということであります。この分院方式は県と市町村が出資をして財団をつくり、そして運営についてはその財団が負かるといふ、若干変化はあるかも知れませんが、おおまかそういうことであります。

しかし冷静に考えたときに基幹病院に市の関わりをもち、さらに市立病院を維持していくということが今の財政のなかで許せるか、可能かということになると、私は、それはなかなか難しいというふうに思っております。

しかしここに出てくる県立県営では無理だと。そして医師については新潟大学が確保すると、そして運営については県が責任をもつという言い方を記者会見で言っていました。一方で県立県営は無理だと。しかし運営については県が責任をもつと、いうそこを自分たちで想像すれば、それは県だけでなく、そこに市町村も出資をする、あるいは厚生団体として設立、あるいは運営に関わるといふ、そういう私は意味が含まれているというふうに思っております。

しかし先ほど言ったように、市立病院をもちながら、さらに基幹病院の建設、あるいは運営に携わるほど、この南魚沼市は財政的に私はそこまで余裕はないというふうに思っています。今、県から具体的なものはありませんけれども、そうしたことは当然想定をされるわけです。市長はどのように考えられているのか、お聞きをいたします。

そして最後でありますけれども、この基幹病院はいろいろな機能のなかで、地域医療の支援というものが大きく謳われております。しかし今、大和病院と新潟大学は、はっきり言って行き来はないはずであります。仮に基幹病院を新潟大学が設立をしたときに、ベッド数が減る市立病院、あるいは周辺の病院に、はたして今まではなかったけれども、今度はあるんだということで支援体制がはたしてできるのか。そうして考えたときに、そのサテライトの病院は基幹病院と同じのがいいのか。あるいはそこまで新潟大学がサテライトも含めてやれると私は思っておりませんが、そうしたときに最初言ったように、医師の確保、あるいは支援、それらがいわれているようなことが本当にきちっとできるのか。私は心配をしているところでありますけれども、市長のいろいろなことを想定をしたなかでお考えをお聞きをいたします。

## 2 保育料の見直しについて

2点目は、保育料の見直しということでお聞きをいたします。この2005年の国勢調査の速報値がつい最近出ました。6万3,000人ちょっとであります。西暦2000年、5年前に比べまして、2,100人ほどの減少であります。率にして3.3パーセント。この少子化というなかで、私は国も一生懸命やっているというふうに思っております。また市もいろいろな施策をやられております。しかし私が今言ったように保育料を仮に見直したからといって、そのことによって少子化に歯止めがかかるほど簡単なことではないということは百も承知しております。

しかし、ある程度政策をやっているけれども、その歯止めが見えないなかでは、私はある程度経済的な支援もしなければならぬと、6月議会でそういう質問をいたしました。保育料の値

下げであります。そのことに対して市長は、子育て支援、保育料値下げも含めてですけども、子育て支援は市が最優先に取り組まなければならない課題である、という答弁をされております。今現在の状況、そしてそういった答弁のなかで、どのように対応されたのかを改めてお聞きをします。以上、2点お願いをいたします。

議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時といたします。

(午前10時44分)

議 長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午前11時00分)

市 長 笠原議員の質問にお答えいたします。

#### 1 健全経営の基幹病院とは

この基幹病院の理念、これは全く議員と同じでありまして、本当にそういうかたちでこれから地域の医療体制を充実させて、そして安心して安全で過ごせる地域づくり、これに役立っていきたいと思っております。

具体的なことに入りますけれども、ちょっとデータを申しあげますが、医師の数。これは全国では人口10万人に対して206人。県では176人、六日町圏域では127人という、こういう状況でありまして、医師が不足をしているということはここで如実に現れております。これは研修制度の影響もあります。そういうなかで新大の下条教授の方から、小児科の問題が去年、一昨年と出ていたわけでありまして。お願いに行った際にこの制度がまわり始め、最初は2年間でありまして、後期が3年あって5年。この5年のサイクルがまわり始めれば、なんとか医師供給もまた可能になるというお話を伺っておりまして、具体的には平成19年から今の県立六日町病院に小児科医をきちんと派遣といいますか定着させるということはお伺いしておりますので、ようやくその制度が周りはじめたということだと思っております。

そうは申しまして慢性的な医師不足という状況は続いているわけでありまして、基幹病院、これはひとつの大きな目標、目的のなかに医師の供給ということは強く謳われております。ここで研修を受けて一人前になったお医者さんが輩出をされていくわけでありましてけれども、これは今、県の方もそういう考えでありますし、私どもも協議会のなかで一致をして、ここから出てきたお医者さんは魚沼地域に優先的に配置をしていただく。こういうことをきちんと今、申しあげておりますし、そういう方向にいていただけるものだというふうに確信をしているところであります。

新大の件であります。これは新大構想という部分が、皆さん方ご承知だと思いますけれども、新聞紙上を飾ったわけでありまして、100パーセント新大が医師を確保するということではないようでありまして、それを核にして。当然であります、新幹線駅という部分のなかには、首都圏そういうところからの医師、これも当然供給可能にするという目的が含まれております。新大以外にもそれぞれ特別な教授とか、指導的な教授とかそういう皆さんはやはり首都圏 首都圏には限りませんが、そういうところから招聘をしたいという構想であります。主体として新大ということでありまして。

ベッド数は確かに今の状況でありますと、基幹病院に300ということになればやはりこの地域の他の病院から300のベッド数を減らさなければ。今の状況でいえばですね。ですので私どもが想定をしていることは、小出、市立の大和病院、そして六日町病院、これはそのベッド数削減の対象にはなるだろうという考え方であります。ただ医療圏の問題もありますし、それからこのベッド数が何か60幾つか増えるかというような、そういうお話もありまして、まだ確定的ではありませんけれど、いずれにしろ既存病院のベッド数は、今のままではいかなれないということは確かだと思っております。

そこをきちんとカバーするために基幹病院があって、そして1次、2次、この医療がこの地域で質が落ちたとか、そういうことにならないような方策、方法、これをきちんと県の方にも訴えながらやっていきたいと。ベッド数の減少によって患者さんに迷惑がかかると、そういうことにならない法方を一緒になって考えていきたいと思っております。

長岡、これに頼っていた救急救命機能。今、基幹病院の大きな目的のひとつのなかにも救急救命これは含まれておりますが、議員ご指摘のように、これはやはり100万人に1ヶ所くらいがまあまあ通常のかたちだそうであります。ですのでこの圏域20万人、そのなかにも救急救命機能、これを置くということはある意味では経営的に見ますと厳しい場面があるかと思えます。けれどもこれは私どもも当初から救急救命、これは県の方からも打ち出しておりましたので、必ず実現していただけるもんだと思っておりますし、していくように努力しなければならないと思っております。

新たに堀内座長の方から、心臓外科、これもやはり入れなければならないというようなお話もありまして、これは年間最低でも70症例くらいでいわゆる手術がないと、外科医の腕が鈍るということだそうであります。じゃあこの地域に70人も毎年毎年、心臓の難しい手術、心臓外科をやる例が出るかどうか。これは非常に厳しいことだと思っておりますけれども、こういう部門につきましては、長岡、日赤病院、これらとの連携、病院のネットワーク、これを工夫することによって、なんとか解消できるのではないかというふうに思っておりますが、それこそ素人でありますので、まだよくわかりません。わかりませんが、県とさらにそういうことも含めて協議を進めていきたいと考えております。

運営形態のことです。県立県営ということにはもうならない。これは皆さん方ご承知のとおりであります。今、その運営形態について新聞紙上では地元自治体、県が出資をしあって、財団法人ということで出ておりました。これは県の方はあまりそういう考え方は持っていないようであります。ただ、個人、市民の皆さん方が出資をしていただけるような方法はないのかということ、担当の課長はそういう方法もあればいいがな、という程度のことをおっしゃっておりますが、各自治体、それらに出資を求めるといことにはまずなっていないという方向だと思っております。

運営母体につきましては、それぞれ独立行政法人、あるいは財団法人、医療法人、それぞれ出てくるわけでありましようけれども、厚生連等も議員それぞれちょっとこう勉強していただいたようでありますけれども、厚生連も非常に強い意欲を示しているというお話も伺っ

ておりますので、どうかたちになりますかちょっとわかりませんが、厚生連も新大とは非常に連携が深いようでありますので、方向がそういうふうになるのかもわかりませんが、これはまだ確定的ではございませんけれども。そんな方向で私どもにその建設の際、あるいは運営について関係自治体に負担を求めるといことは、私はない方向を願っておりますし、そういう方向が強いという感じはいたしておりますけれども、これはまだわかりません。

ただ経営的に非常に厳しいことは間違いありませんので、県もこの繰出し基準による繰出しは、その今の基幹病院にきちんとやっていくということはお話しております。繰出し基準による繰出しですね。これはどの程度の額になるのかはちょっとわかりません。その上にまた赤字ということは想定をしない方法を考えたいということでもありますので、その辺がどうかたちになりますか、ちょっとわかりませんが、そういう方向で、これからは私どもも要望していきたいと思っておりますし、そういう方向になるべく努力をさせていただきたいというふうに思っています。この経営には県がやはり責任をもつという方向でやっていただけるものだというふうに考えております。

市立病院、2県立病院、そして基幹病院、この連携であります。今、市立の大和病院は、新大との連携は非常に強いものがございまして、また年明けにも新大の下条教授の方にもお願いに行きまわっておりますけれども、今、新大から2名、口腔外科のお医者さんが常勤で1人おいでいただいておりますし、もう1人。新大から今2人、来ていらっしゃる。小児科の先生でありましたけれども、今、ちょっと研修中で海外に行っております。そういうことで新大とは、城内病院と違ひまして、非常に連携は深い方向だと思っておりますので、そこだけひとつお願いいたします。

そして基幹病院が建設をされましても、基幹病院だけでこの地域医療全体を担うものではない。そのサテライトという言い方がいいのか、保管という言い方がいいのかわかりませんが、1次、2次、この部分については当然この地域の医療で賄っていかなければならない。私どももそのことは非常に心配でありまして、基幹病院が紹介型の3次医療に特化するのか、あるいは1次からもう全部やるのかということ、今、県に問い合わせを何度かやりますが、今のところやはり3次に特化した考え方ということをおっしゃりますが、これはわかりません。千葉県ではそういうかたちで発足をいたしましたけれども、とてもそれだけでは経営が成り立たないということで、1次 いわゆる一般外来も含めて、全部受け入れるようになり、そして経営が建て直ったという。そういう事例もありますので、これはちょっとわかりませんが。

例えば1次医療から基幹病院が担うにいたしましても、県立の六日町病院、あるいは小出病院、そして大和病院の機能が全くなるといことはありません。当然ですけれども、その地域、地域で1次、2次の医療をきちんと賄える病院をここに存続をさせていかなければならないわけでありまして。そういうことは十分私どもも考えながらやっていきたいと思っております。

またこういう問題につきましても、基幹病院の検討委員会、前々から申しあげております

庁内に発足したこの検討委員会のなかで、どういう体制を再構築するのが一番この地域にベターなのかと、このことも当然であります。検討していただいているところであります。

## 2 保育料の見直しについて

保育料の関係であります。通告には意気込みが感じられないとありましたので「ん」と思ったんですが、ここでは申しあげられていただきませんでしたので、取り消したと思っています。アンケート調査、あるいは懇談会、これらのなかの要望でやっぱり一番多いのは、ご承知でしょうけれども、経済的な支援であります。少子化対策として現在は、第3子以降の20パーセント軽減。これを講じながら国基準の80パーセント程度で負担をいただいているということでもあります。これから今、具体的な項目を絞り込んで、18年度予算でどれだけ予算づけができるかということに取組んでいます。当然ですけれども、保育料の見直しにも取組まなければならないということです。

特にこの階級の細分化につきましては、税制改正、これは定率減税と配偶者特別控除の廃止が入りますので、これによる影響をやっぱり最小限に抑えていかなければならないということも含めると、階級の細分化は避けて通れないということでもあります。他にもそれぞれ現在試算中でありまして、どこまでできるのか。そして将来的にはどうできるのか。これも含めて。

財源も当然必要でありますので、財源につきましては、昨日、一昨日の答弁のなかでも申しあげておりますように、合併振興基金の利息運用、これが運用がうまくできれば、これは今、検討中であります。あるいはどうしてもやっぱりその財源が必要で、地域全体としてこれをやらなければならない。そういう場合には、市民の皆さんに負担増のお願いも含めて、考えていかなければならないという思いであります。一生懸命取組んで、本当に最優先課題というふうに認識はしておりますので、またよろしくご指導をお願いいたします。以上であります。

笠原喜一郎君　ありがとうございます。再質問を2点ほどさせていただきます。

## 1 健全経営の基幹病院とは

最初に基幹病院でありますけれども、これから県が具体的にこういうかたちでやりたいということを示されるわけです。示されたときに、それからじゃあ私たちである程度検討して返答するというだけでなく、この庁舎の検討委員会のなかでもあるように、市における医療の提供体制に関する事項というのが所管の事項に入っているわけです。ですからまずこの南魚沼市の医療のビジョンをまずここできちんとつくって、そうしたなかで県がこういうふうに出てきたときには、じゃあこういう対応をしようとか。あるいは県がこういうふうに出てきたときにはこうだとかいうようなかたちで、私はやっぱりやっていただきたいというふうに、泥縄では決していかないというふうに思っている。

それでですが、今、市長の答弁のなかで、基幹病院については建設あるいは運営についても、各自治体に負担を求めることはないであろう。という答弁がありました。私は、本当にそうであるならば、新潟大学であろうが、厚生連であろうが、あるいは本当に看板はどこ

でもいいと思っている。しかしこの9月2日に泉田知事のところに行ったときには、要望事項として県立系でいきたいと。しかしそれではだめですよ、ということを言われました。そして今、市長の答弁のように負担を求めない。じゃあ県がやるのか。私はどうもそこの整合性がとれないような気がするんです。

私はこの前、置賜に行ってきました。山形県の置賜病院ですけれども、あこはご承知のように、県とそれから関係2市2町で一部事務組合を設置して、建設については県が8割、各関係自治体が2割という建設であります。救急救命については県が10割きちんと持っていますけれども、あと運営についても、4.5の5.5というかたちのやはり負担を求めていました。毎年その関係団体から、一般会計から繰入れをされていても、毎年7億円というふうな赤字が出るような会計システムでありましたけれども、なかなか大変でありました。

普通に考えれば、私は県立県営でだめなんだということであれば、ある程度地元負担を求めようという気がしてならないわけでありまして。それで私の自分の気持ちのなかでは、いろいろな一部事務組合だとかあるいは財団法人だとか独立行政法人だとか、あるいは公設民営だとかという言われ方のなかで、市長から先ほどちょっと触れていただきましたけれども、厚生連の堀内理事長という方に面会を求めてお話を伺いました。堀内理事長というのは、この基幹病院建設検討委員会の医療側3人のメンバーの1人です。その方が言うには、今年の6月に厚生連としまして、ときの平山知事ですけれども、基幹病院の建設運営については、民の力を最大限に発揮をして自分たちでも名乗りをあげたいという申し入れをしています。それを受けて1年ちょっと経ったわけですから、今の状況を聞いたなかでは、やはり人件費、医業収益に対して人件費比率が65パーセントというなかでは、なかなか運営は難しいと。やはりそこには民の考えも入れてやっていかなければならないというふうに話がありました。

私は先ほど市長が答弁されたようにこれから県が出てくるのがまだないわけですので、それを仮定した話しかできませんけれども、本当に建設運営にこの地元自治体の負担がないというのであれば、私はそれでOKだと思っております。どなたがやろうがOKだと思っております。しかしこの財政健全化計画を建てなければならぬ財政状況のなかで、負担割合が仮に出てきたときに。市長もこの新大病院の構想のなかで記者会見をされて新聞にありましたけれども、問題はこの負担の割合だろうという答弁をされておりました。答弁というか記者会見でそれが出ていました。

本当に今、市長が答弁されたようにないのであれば、私はいいわけですが、本当に負担が求められてきたとき、先ほど言ったように基幹病院にも関わらなければならない。一方市立病院もそれは関わっていくことは、私はできないと思っています、財政的に。ですから本当に負担を求めないかたちで県からくることを私は願っていますけれども、仮にあった場合には、じゃあどうするかということ想定をして、市のなかでやはりプロジェクトを組んでいていただきたいと私は思っている。

それでもうひとつは今ある財産であります。特に大和病院という本当に何年もかけて全国

に「大和病院あり」という医療スタッフを有効に利用するビジョンを、私はやっぱりつくっていただきたいと思っている。大学病院のこれにこだわるものではないというふうに知事は言われているということですがけれども、ここで私が危惧するところは、医師の確保についてということで、縮小する県立病院に、医師及び大学病院の内部努力によって確保する、ということが書かれている。今ある大和病院のスタッフを有効活用するということとはなっていないんです。そして経営が行き詰ったときにはどうするか。公設民営であり、出資元の新潟県市町村がバックアップするものと考えている、という当初の新潟、この大学病院の構想なんです。

先ほど市長が答弁されたように、本当に何度も言いますけれども、地元の負担がないのであれば、私はそれでOKであります。しかしあるなかで、じゃあどうしていくのか。そして先ほど言った大和病院を、どう地域医療の担い手として再構築していくのか。私はやはりそこが問われていると思います。

私は自分なりの考えのなかでは、大和病院は名前を、今の大和地域に限定をしたような病院でなくて、南魚沼市立病院として。六日町病院の後あたりに、きちっとこの地域をカバーする病院としてやっていくべきだろうというふうに思っております。そうした構想を早めにつくらなければ、今の構想のなかで、今いるスタッフが基幹病院に医師として行きかねない。そうであれば先細りが見えるなかでは、医師の確保というのはなかなか難しくなってくるわけです。先ほども最初に言いましたけれども、まずきちっとビジョンをつくって、基幹病院、そして大和病院はかくあるあんだと。こういうふうにしていくんだという、そういうビジョンを示して安心感を与えていただきたいと私は思っていますが、その辺をお聞きをいたします。

## 2 保育料の見直しについて

2つ目の保育料の見直しについてでありますけれども、意気込みが感じられないというようなことで最初書いたわけですが、その後いろいろな情報を収集しているなかで、やるような感じがしましたので。ただ私が言いたいのは、来年18年度から、土曜日も多分一日保育というようなことで、本当に政策的には一生懸命やられていると思います。

だけれども行政報告にありましたように、9月28日に次世代育成関係の50人以上の企業を対象にした協力の会をさせていただきまして、それが行政報告になっています。そのなかで50人以上の会社というのは32社だと。そのうち出席された会社は14社であると。あとの18社の方は残念ながら出席をできなかったわけですがけれども、出てきた14社の方々の声も、言っていることはまさにそのとおりであると。まさにそういう支援をしていかなきゃならないと思っていると。しかし今のグローバルな競争のなかでは、自分だけやって人がしなければ、結果としてなかなか経営的には容易じゃないということで、話はわかる、理念もわかる、理解もしたと。しかし実行することになると、なかなか難しいというのが私はこの会議の結論だったと思っています。

そうしたなかで、今、国では児童手当の年齢制限を上げるとか、いろいろありますけれど



も、しかし少しくらいお金を上げたからといって、また保育料を下げたからといって、少子化には結びつかないことは百も承知しています。一番は働きやすい環境を整備することなんです。働きながら子育てをする、その環境を整備することなんです。だけれどもこの会議を見る以上、あるいはいろいろななかで、企業がそこまでいってないわけです。企業がいていなければ、やることは行政でどれだけそこをカバーできるかという、そういうことだと私は思っているわけです。そういう意味からしてこれから予算編成、そしてあるわけですがけれども、精一杯の努力をしていただきたいと思います。

そしてこの財政健全化計画をつくるというときに、私は市長ならびに助役に言いましたけれども、一律に5パーセント、あるいは10パーセント歳出をカットするという、一律にするのではなくて、やはりめりはりをつけていただきたい。この事業はもう見直しをするべきだ。この事業についてはもっと予算をつけていかなきゃならない。そういうめりはりをつけて歳出の見直し、ゼロからの見直しをやっていただきたいというふうに思っていたわけです。今回のこの財政再建計画のなかでも、歳出部分の細かい項目は謳われていませんけども、そういうことで私はこの子育て支援、次代を担う子供たちでありますので、精一杯の、最大限の努力を、改めて市長からお答えを願いたいと思っています。以上です。

#### 市長 1 健全経営の基幹病院とは

笠原議員の再質問にお答えいたします。私もそう思っておりますけれども、基幹病院のあり方、地域医療のあり方。これは県から示されて、それに追随というかたちはやっぱりとりたくない。ただスケジュール的なもの、あるいはおおまかなこと。例えば新大構想とかそういうものについて、私どもがその構想はだめだということにはなりませんけれども。でも県からもそれでいいのかどうなのかという、きちんとした問い合わせがあって、関係市町村、あるいは医師会がそれでよければそういう方向で進みますということだけが今、来ているわけでありませぬ。

度々申しあげておりますけれども、堀内先生を座長とした内部の検討委員会は、こうあるべきだという姿をきちんと模索してもらおうということをお願いしてありますので、そういう方向を出していただけるものだと。ただ基幹病院の進み方がちょっとこれから早くなってまいります。ちょっとスケジュールが相当スピードアップしますので、それに遅れないようにやっていかなければならない。

そういう意味も含めまして、後段の大和病院の件も含めますけれども。大和病院のスタッフの皆さん方と、堀内先生の考え方、あるいは病院の皆さん方と意見交換をしたいということで、この14日に堀内先生が1度目の意見交換を行っております。そういうなかでもやっぱり議員おっしゃったように、先の見えない、これはやっぱり一番困るということでありませぬ。そういうかたちをきちんと出していこうと。

大和の皆さん方は、知事がタウンミーティングに訪れた際に、皆さん方 代表者の方ですけれども 懇談をしまして、そのなかでも知事から大変高い評価をいただいておりますので、ある意味ではモチベーションが相当上がってきているという、そういう部分もあ

ります。ただ、どうせ基幹病院ができてそうなるのなら、私たちはいらなくなるんじゃないかという、心配もやはりありますので。その辺を齋藤先生、あるあいは堀内先生、それらときちんと連携をとりながら、そういう気持ちを持っていただかないようにこれからきちんと進めていかなければならない。皆さん方がとにかく大切に大事で、というそれをきちんとやっていかなければならないと思っています。

大和病院は度々申し上げておりますけれども、この医療・福祉・保健、こういうことも含めて私たちの市のなかではやっぱり一番の宝物でありあます。こういう築いてきた部分をこれからもやっぱり発展させていきたい。それと基幹病院がどう結びつくか。基幹病院ができたことによってもっとやっぱりそういう機能をアップしていきたいという考え方でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

負担の件でありますけれども、私はまず建設時に対する負担はない。これは断言まではしませんけれども、相当強い自信をもっております。その運営についてであります、今、一番私どもが懸念していることは、先ほど申しあげましたようにこの基幹病院に県は繰出し基準による繰出しを行うと。そうしますと小出、六日町この県立病院をどう今後取扱うのか、ということが一番の焦点になってくるわけであります。

例えば六日町病院を南魚沼市で受けてもらえないかという話は、ある程度想定をされる部分のなかに入っております。そういう負担的な部分は出てくるやもわかりませんが、金銭的に経営に参画しろとか、出資をしろとか、そういうことは今の段階では私はないと思っております。けれどもこれも断言できません。

またそういうことがあった場合には財政状況も含めてですけれども、この3魚沼地域の3市、あるいは2町、この皆さん方が納得はしないというふうに考えておりますので、そういう方向にはなっていない可能性が非常に強いとは思っております。

ではだれがその負担をするんだということでありますけれども、そうなりますと民営化、あるいは準公営化といいますか、厚生連も含めた皆さん方。独立行政法人にはまずならない方向だと思っておりますけれども、民営化、あるいは準公営化と、その方向で進んでいくんだらうなという予感がしておりますけれども、これはまだ断言できませんが。そういう方向に、私どもがそういうことに対して運営やそういうものについての負担を求められない方向で、これからも検討しきちんと協議していきたいというふうに考えております。

## 2 保育料の見直しについて

子育て支援のことです。おっしゃったとおりでありまして、企業の皆さんもやりたいし、理屈はわかるけれどもなかなかという。もう一度、塩沢地域も今度は含めましてまた企業の皆さん方からお寄りいただいて、皆さん方からの話もどういう部分が不足しているんだとか、それもお聞きしなければなりません。またこちらからも協力を要請しなければならないわけですが、今の経済情勢のなかで非常に難しい部分がいっぱいあります。いっぱいありますので、行政としてできる範囲のことをやっていきたいと。

そしてやらなければならない課題があって、それが財政的に非常に厳しいということであ

れば、先ほど申し上げましたように市民の皆さんにお願いをして。市民の皆さん方からもそのことについて、特定的にご負担を願うという方向もやはり模索をしなければならない。そういう思いもあります。そんなことで地域全体で子育てをきちんと支援していくという体制を、早く周知をして築き上げていきたいと考えておりますので、またそれぞれひとつ皆さん方からもよろしくお願い申しあげたいと思います。

失礼。それから財政健全化のなかでの一律5パーセントカットという、一律5パーセント部分、そういうことはやりません。めりはりをつけて、やることはやるというふうにやらせていただきますので、よろしく申し上げます。

笠原喜一郎君　今年の流行語大賞に「想定範囲内、範囲外」というのがあるそうですけれども。これから県がどういうものを出してくるのか。あるいはそれが市が想定をした範囲内、あるいは範囲外というのが当然出てくると思うんです。それらを含めて、先ほど市長もちょっと触れましたけども、いろいろな部分をやはり考えていただきたい。

先ほど厚生連という話が出ましたので、ちょっと話をさせていただきます。私も厚生農業協同組合連合会ですか、厚生連についてはわからなかったわけですけれども。県立病院と今会を比較をした表がありますので、ちょっとお知らせをさせていただきます。16年度決算で、15の県立病院の医業収益が594億円であります。一方、厚生連は574億円。わずか20億円くらいしか変わらないという、本当にこの新潟県内のなかでは県立病院と匹敵をするくらいの規模を、また地域の医療を担っているということでもあります。

この地域、魚沼そしてこの南魚沼、北魚沼にありませんので、本当によくわからなかったわけですけども、こういうかたちであります。そして補助金でありますけども、県立病院は一般会計から今年度、16年度は86億円を一般会計から繰入れさせてもらっています。そして厚生連は11億円の繰入れがあるわけですけども。結果として当期の損益は、86億円を繰入れをされた県立病院は16年度決算で20億円の赤字であります。一方、厚生連は16億円の黒字であります。

こうしたことを見たなかで、いろいろなことを想定して、それは今、県は新潟大学の構想を進めているわけですけども、こちらは市の立場としていろいろな場面を想定し、また厚生連の話を聞いたりして、そして選択肢をもってまた県との交渉にあたっていただきたいと、それをお願いというかぜひしていただきたいと思っております。以上です。

議長　質問順位21番、議席番号1番・佐藤剛君。

佐藤 剛君　発言を許されましたので、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。初めての一般質問でありますし、緊張しています。そのうえただいま、大変今、話題の基幹病院の大変高度なやりとりの後ですので、非常にやり辛い面もあるわけですが。そしてまた私のこの福祉の関係で認識の甘い部分がありまして、失礼な発言もあるかも知れませんが、新米議員ということでお許しをいただきたいと存じます。私はこの度の選挙におきまして、幾つか自分が考えていることを掲げながら、おおかたの予想に反するほどの多くの期待の票をいただきまして、当選をすることができました。今回そのなかでも重要な課題と

してきました福祉に関連しまして質問をさせていただきたいと思います。

法の改正、制定を福祉の充実に

内容につきましては通告のとおり、介護保険の関連法の改正、そしてまた障害者の自立支援法の制定があります。この改正、制定がさらなる福祉の充実に結びつけるような、というような立場での観点での質問をさせていただきたいと思います。

この問題につきましては、今、制度の運用につきまして、動いている段階でありますので、状況としてはなかなか答弁する方も把握しづらい面もあるかも知れませんが、先ほどの基幹病院と劣らず市民の皆さんには重要な問題でありますので、わかる範囲のなかで、そして市長が考えているなかで答弁をいただきたいというふうに思っております。私もこういう機会を与えられましたので、市民の皆さんに情報の提供といいますか、状況をお知らせできるような質問をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

まず介護の関係、介護保険の関連法の改正についてでございますが、この件につきましては、6月の定例会におきまして、先輩の議員が質問しているところであります。その会議録も見させていただきましたので、その改正の中身については、おおむねでありますけれども理解しているところであります。既に10月に施行されている部分もありますし、また4月から施行されるという改正部分もありますので、介護保険制度が目指すところと福祉の後退にならないような運用を望むというような立場で質問をさせていただきたいと思っております。そしてまた私の認識違いが、これからはしななかでありましたら、指摘をしながら修正をしていただきたいというふうに考えております。

今回の改正につきましては、平成12年の介護保険の制度がスタートして以来、制度としましては、定着しているものだというふうに思います。ただ一方問題となっておりますのは要介護者、なかでも、要支援、要介護1の軽度の要介護者が急増しておると。この人たちが当初の数からすると、2倍以上になっていること。そしてさらに今後ますます高齢社会が進むなかで、保険給付費はますます増え続けること。そしてまた今まで ちょっと言葉が適切ではないかもしれませんが 過剰気味のサービスを反省をして、介護保険制度の目的でもある、自立に向けた支援への見直しといいますか、そういうところを目指しているのだと思います。これら保険料の急激な増加を抑えることも含めまして、介護保険制度を安定的に運営するというところが今改正の目的だと理解しております。

したがって改正のポイント、この辺をちょっと確認しておかないとなかなかこの改正が、市民の皆さん、私たちにどう影響するのかというのがわかりませんので、確認の意味も含めまして、ちょっとお話をしたいと思っております。新たに設けられます要支援1、2ですが、これは今までの要支援と要介護1と分類された部分の一部が要支援になりまして、要支援1と2になるようです。この区分に認定された人は、新予防給付というサービスの給付を受けることになるわけです。

これは例えばの話で申しますと、訪問介護サービスを受ける場合、従来のサービスとはちょっとやはり違うわけでありまして、介護予防、つまり要介護状態にならないようにする視

点でのサービスということになるわけです。もっと具体的に言いますと、問題になっていまず家事援助、生活援助でございますけれども、例にあげれば、利用者の安全を確認しつつ、一緒に手助けをしながら調理をすることでこれは厚生労働省の資料の言葉ですけども洗濯物を一緒にたたんだりすることで自立支援を促すとなりまして、自分ができることはできる限り自分でしてもらおう。例えば今の例で言いますと、ホームヘルパーさんは、そのお手伝いをする、というようになるわけでありませう。

そしてまた要介護状態にならないようにというようなことで、運動機能の向上、筋トレ、筋力トレーニングといひますかそういう部分。そしてまた栄養改善を行ひながら先々の身体の管理を行うというようなことも含めまして、栄養改善。そして食べ物を食べるという意味も含めまして、口腔機能の向上に向けた訓練も、これは基本サービスに加えることが可能になったというようなことであります。ですのでこれがプラスというようなことになると思ひますが、ここは間違ひないだろうというふうに思ひますけれど、ここも後でまたちょっと出てきますのでこれもまた重要なところだと思ひます。

というようなことで、この部分がちょっと変わったところなんですけども、市長は先ほど他の方の介護保険関連の答弁のなかで、今回の改正については、利用者にとっては大幅に変更になることはないというふうに理解している、というような答弁もありましたけれども、私はそこら辺がちょっと違うところ、認識の違うところがあるんじゃないかというふうな感じがいたします。

介護保険が自立を目指した制度といへども、従来の介護を必要とする部分を直接支援するというような自立支援の方法から、今度はまさに自ら立つ訓練といひますか、自らの機能を回復させて、自分でできることは自分でやる訓練をするわけですから、同じ自立支援でも中身は大きく違ってきます。決してこの改正の中身が悪いと言っているわけではなく、違いを言っているわけですが、というようなことで違いがあると思ひます。

そういう意味もありまして、全国でモデル事業を行って、機能回復の効果等を検証しながら4月以降の施行になるというようなことだろうと思ひます。まず通告にありますようにその行ったモデル事業の結果でありますか、高齢者の自立支援に効果ありというようなこの支援給付、予防給付の事業内容はですけども、そういう結果が出たのかどうかというところが聞きたいところであります。また新予防給付の利用が、モデル事業を実施した後の結果として、その利用が継続的に期待できるというような結果が出たのかどうかということも含めまして、ちょっとこのモデル事業の結果についてお知らせをいただきたいというふうに思ひます。これは実は項目も多くありまして、なかなかお答えしづらい部分かも知れませうけれども、効果、あるいは後退というような結果もあるかも知れませうので、モデル事業の結果についてあまり細かい部分じゃなくて結構ですので、その結果をお知らせいただきたいというふうに考えております。

また必要以上のサービスの供給を抑えるという意味もあるでしょう。改正によりまして新規の認定調査は市町村が行ひますが、認定後の介護予防マネジメントや、本当にその介護

予防のサービスを使ったことで介護予防の効果が達成されたのかどうかというような事後の評価を、地域包括介護センターというところで行うことになったようです。またさらに自立と介護認定で自立と認定された人、そしてまた一応自立と認定されたんだけどこのまま放っておくと要支援になる、要介護になるおそれのある人。またそれらの人とも違う全く普通の全く一般の向けにも、介護支援事業として地域包括介護センターで、地域支援事業として介護予防サービスも行うというようなことになっているようでもあります。

さらにまたこれらを含めまして、高齢者の相談窓口の役割もこの地域包括介護センターにはあるようでございます。そうなりますとこの地域包括介護センターをどう体制を整えて対応するかが、この今回の改正にあります、自立支援を目指した改正介護保険関連法、そしてまた福祉の充実に大きく左右することになると思います。したがってこの地域包括介護センターをどういうふうに考えているのかということ、まず2点目にお伺いをしたいというふうに思います。

利用するものにとってさらに大きな改正があります。介護予防以外に地域密着型サービスというのが出てきます。これは利用者が住み慣れた地域を離れないで利用できるように、市町村がその地域の実情にあわせて市町村の裁量で必要な整備をするというようなものであります。そのなかでは例えて言えば、小規模多機能居宅介護。要支援の方々にはその頭の方に介護予防というのをつけまして、介護予防小規模多機能型居宅介護というふうなことになるらしいんですけどもつくと。これは通いデイサービスですか、通いを中心にしながら必要があればその通いデイサービスの時間を長くしたり、そしてまたときには泊まり、ショートステイもできるようにというようなことになっているようです。利用者のニーズに応えた24時間、365日の安心を確保するというサービスの拠点になるようではありますが、これら地域密着型サービスの確保と整備をどのように考えているのか、市長の考えを伺いをしたいというふうに思います。

引き続きまして障害者自立支援法に関連しまして質問をさせていただきます。この法律も来年4月に施行のようではありますが、実はまだ中身が明確でない部分も多いということです。この質問につきましても基本的な方針なりの質問になると思います。したがってお答えの方もそういうことになるんじゃないかと思いますが、市長の方向を確認させていただきたいというふうに思います。

まず身体障害者、知的障害者、精神障害者の福祉サービスを一元化しまして、自立支援を目的とした共通の福祉サービスを共通の制度により提供する、ということが改正の中身であります。同一サービスを受けること、及び将来の財政破綻が発生しないようにということでの一元化につきましては、非常に私はいいいことじゃないかというふうに考えているところでありますけれども、今ほど質問をさせてもらいました介護保険でいうところの自立と障害者福祉でいうところの自立とは、同一には考えられないというふうに思っております。

ということを前提にこれからこの支援法の関係に質問をさせていただきます。サービス利用の費用が1割という定率負担になりました。これは応益負担の考え方でしょうけれども、

実はこの問題につきましても、本年6月、先輩議員が一般質問をしているようでございます。そしてそのなかで市長は、応益負担だけれども応益負担が全て悪いとは限らない。きめ細かな配慮がなされたうえであれば応益負担があっても然るべきだ。というような答弁をされております。

しかしながら重度の障害を持つほどサービスを多く利用するわけですし、重度の障害者ほど収入が限られるということを考えますと、低率一割負担というのは非常に大きい負担ではないかというようなことを考えていますので、その点の考え方もお伺いしたいと思います。

さらにこれもいろいろなところで出てきているかもしれませんが、施設との食事の提供の問題もあります。従来施設側が義務で提供していたものを、今度は利用者の希望となりまして、全額利用者負担というようなことになるわけでありまして、そういう部分でも負担は大きくまたかかってくるわけです。さらにまた昭和40年に創設されました精神障害者の外来通院の医療費制度は、所得に関係なく通院費用費の95パーセントが公費で賄われております。したがって自己負担は5パーセントでありましたけれど、今度は自己負担が10パーセントになります。

さらにさらにで続いて申しわけありませんけれど、さらにまたまたですけれども、応益負担の上限の決定は本人が収入がなくても、同居の家族の所得で判断されるとなれば、ますます障害者の方々の負担がどう考えても大きくなるというふうに考えざるを得ません。市長が言う、きめ細かな配慮がなされたうえでの応益負担は有って然るべきだ、ということについてはわからないわけではありませんが、今回の法制定に際してばかりではありません。今回の法制定を際しても、就労支援の強化を盛り込んでいるというのは、そういうところからだというふうに私も感じております。市として、その背景となります市としての対応も含めまして、具体的に就労支援の法方法があるのか、というようなことをお伺いしたいというふうに思います。

それに関連しまして、障害者の雇用率という問題も出てきますので、そこら辺がどうなっているのかというようなこともあわせて質問をさせていただきたいというふうに思います。

また、この部分は重要なところですが、ご質問してもなかなか多分、まだ決まっておられないようなことになるかも知れませんが、地域生活支援事業についてであります。この部分は今ほど言いましたように、担当の方にお聞きしたところ、まだ詳細はこれからだというようなことでもあります。ただわかっていることは、この地域生活支援事業というのは、市町村の裁量でなされるということになりますので、非常に期待が大きいところでもありますし、反面、市町村の裁量ということになりますと、また不安も大きいわけです。ですので今の段階、市長がこの地域生活支援事業についてどのようなお考えなのかということをお伺いをしたいと思います。

最後に障害者の自立支援に関連いたしまして、唐突にというようなことになったかもしれませんが、障害者基本法のなかでいう、公的施設のバリアフリー化の計画的推進をどのように進めるか、ということを通告させていただきました。計画、もしくは考え方だけでも結

構ですので、お聞きをしたいというふうに思います。お答えによっては再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 昼食のため、休憩といたします。午後の再開は1時とします。

なお、本日予定しております全員協議会は、23番・牧野晶君の質問終了後に行いたいと思います。

(午前11時55分)

議長 休憩を閉じて本会議を再開いたします。

(午前12時59分)

佐藤 剛君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 法の改正、制定を福祉の充実に

佐藤議員の質問にお答えいたします。非常に多岐にわたっておりますので、もしかしますと答弁もれもあるかもわかりませんが、またその時はご指摘をいただきたいと思いません。

なお議長よりちょっと答弁が長いという話をいただきましたので、もう少し簡略化をさせていただいてお答えするかもわかりませんが、またその節はよろしくお願いいたします。

介護保険関連でありますけれども、モデル事業の結果であります。これは3月までに全国の69市町村、1,000人の参加で筋力、栄養改善、口腔ケア、閉じこもり予防、フットケアこのプログラムで実施をされたわけでありまして、統計学的には有意に改善が認められたという結果であります。

若干申し上げますが、全体で申し上げます。これは74歳までと75歳以上に分かれておりますから全体で申し上げますけれども、筋力向上につきましては、改善が44.7、維持が46.7、悪化が8.6であります。栄養改善は同じく改善が43.8、維持も同じく43.8であります。悪化が12.3。口腔ケアが全体で改善が34.1、維持は51.8、悪化が14.1。閉じこもり予防が改善が35.5、維持が55.7、悪化が8.9。フットケアは改善が22.7、維持が68.2、悪化が9.1ということではありますが、全体的に75歳以上の皆さんに非常に改善率が上がっているという傾向が見えております。このことにつきましては以上であります。

この維持改善が高い、維持と改善を合わせますと非常に高い結果でありますけれども、この背景にはやはり仲間ができたとか、自信になったとか、参加が楽しみと、こういう精神的な部分での向上が図られたと、このことが一因と思っております。なお介護保険の関係で、「事業者」が大幅に変更になることはないというふうに私が申し上げたという、でなくて介護給付の「利用者」についてはそう大幅な動きはない、という意味で申し上げました。そういうことでありまして、結果は非常に良かったということでもあります。閉じこもり予防、これらは参加意欲を湧かせる工夫そういうことについては今後の課題だということだと思っております。



それから南魚沼市の運用でございます。これは75歳以上の対象について、これは筋トレにかかわらず生活機能の改善、維持を目的として要支援状態の軽減、悪化予防に努めたいと考えております。特に通所系サービスの利用によりまして廃用症候群というんだそうですが、機能低下、閉じこもり、意欲低下これを予防していくことがわが市の重要な課題だというふうに思っております。

新しい予防給付メニューの受け入れについてでありますけれども、この予防給付の対象は「要支援1・2」と認定されたもので要支援状態の改善や重度化を予防するためにサービスを受けるということになります。サービスの内容につきましては、利用対象者の状態像の特性を踏まえたうえのサービス提供、明確な目標設定を行い一定期間後は評価を行なう、生活機能の改善・維持のための通所系サービスを積極的に利用するというようにされ、とそういうことになっておりまして、介護予防マネジメントによって計画的に実施される予定であります。

2番目の要支援1・2に認定された場合の「地域包括支援センター」これが介護予防マネジメントと事後の評価、さらに高齢者の相談窓口として大きな役割を担うがどのような体制を考えているかということでありまして。市では旧町に一箇所づつ、計3箇所の地域包括支援センターを設置をいたします。地域包括支援センターの業務の一部であります介護予防ケアマネジメント事業は対象者が約800人、予測であります、とすることから居宅介護支援事業に委託する計画で行うということでありまして。この流れにつきましてはここにこういう流れだということを書いておりますがこれは若干省かせていただきます。

相談窓口につきましては、大和庁舎に地域包括支援センターを統括する係を置きます。相談者が多く来所したり、地域の情報の集まる本庁舎、塩沢庁舎、ゆきぐに大和病院に旧町の生活圏域で地域包括支援センターを置いて対応したいというふうに考えております。また城内在宅介護支援センター、委託在宅介護支援センター4箇所 これはみなみ園、越南園、まいこ園、もえぎ園でありますけれども 及び各居宅介護支援事業所が相談窓口となって対応していくということでありまして。

それからこんどは3番目でありまして、介護予防以外に地域密着型のサービスが登場するかということでありまして。この地域密着型サービスは認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加を踏まえまして、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できる。その生活を24時間体制で支える観点から創設されたサービスで、この介護保険制度改正の中では新たなサービス体系の目玉であるということでありまして。このサービスは身近な地域で、その地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス、これが可能になると。これを目的に6種類のサービスが挙げられております。

1つは認知症高齢者対応型デイサービスです。2番目が認知症高齢者のグループホーム、3番目が小規模多機能型居宅介護、4番目が夜間対応型訪問看護、5番目が小規模介護老人福祉施設、これは定員29人以下の特養ホームであります。6番目が小規模介護専用型特定施設、これは定員29人以下の有料老人ホーム、ケアハウス。これまでの介護サービスにつ

きましては、運営上の理由から大規模化する傾向にありましたが利用者の個別ケアが後回しになってきているこういった反省のもとに、地域密着型サービスでは小規模化は個別ケアを行う必要条件でありまして、地域においてこそ小規模化が必要という考え方に沿ったものでありまして、小規模ケアを前提としております。

この導入にあたりまして、これまで実施してきた利用者の意向調査、あるいは事業者意向調査等をもとに、それぞれのサービス量の見込みを今立てているところであります。しかしながら各サービスの具体的な報酬や基準の公表、これにつきましては国の審議会の基本方針を受けまして、年明けの1月中旬以降ということでありまして、これも、事業者もこれまでの動向を注視しながら具体的にはこの結果を踏まえての判断になろうかと思っております。

こういう状況を踏まえまして18年度当初から利用者の要望に応えるだけのサービス提供、サービスの量、この整備は難しいことも予想されますので、取り組みのできる事業者から始めてもらう中で、徐々にサービスの拡大をしていきたいというふうに考えております。

サービスの概要であります。市町村がサービス事業者の指定、指導監督権を有するというこれは議員おっしゃったとおりであります。そして原則としてその市町村の被保険者のみがサービス事業可能。近隣の市町村が指定することでその市町村の被保険者も利用可能ということもありますので、当然ですが近隣市町村との調整も予想されるということでありまして。市町村または日常生活圏域ごとに必要備量を計画、これは市町村の整備計画でありますけれども、に定めてこれを超える場合や指定基準に該当しない場合は市町村が指定の拒否ができるということも盛り込まれているようでありまして。地域の実状に応じた弾力的な基準、報酬設定が可能だと。公平、公正の観点から3番、4番につきましては、地域住民や保健医療福祉関係者、経営者等の関与する仕組み　これは既存の「高齢者保健福祉・介護保険計画検討委員会」こういうことが既存にあるわけでありましてけれども　これを構成委員とした「地域密着型サービス運営委員会」が整備をしなければならないということだと思っております。

次に障害者自立支援法に関連をいたします。原則一割の負担、定率負担でありますけれども、これは世帯の所得に応じて自己負担の上限額が定められております。これは、ご承知だと思いますが一般では障害者福祉サービスが40,200円、医療費の方は医療保険の限度額ということでございます。低所得2でありますけれどもこれは市民税の非課税、これは障害福祉サービスで24,600円、医療の方では5,000円。低所得1、これは非課税でかつ年収80万円以下ということでありまして。これは障害福祉サービスでは15,000円の医療費は2,500円。生活保護は両方とも0円であります。さらに生活困難者には、補足給付、生活保護境界層への軽減措置、高額福祉サービス費の償還、社会福祉法人の減免、これらもありますのでひとつご理解をいただきたいと思っております。

この報酬及び支給限度額は、18年3月に示される予定であります。また利用者世帯の所得調査もこれからとなりますので、18年10月までに影響調査し検討する予定だということでありまして。

食事につきましては入所施設は利用者の希望に応じて提供ができるという、必要が生じる

ということだと思って、これはおっしゃったとおりであります。食事代、高熱水費は自己負担となりますが、所得の低い方に軽減措置が設けられております。18年10月までに調整し検討する予定であります。この軽減措置の内容であります。負担上限の設定および経過措置でありますけれども、低所得者である通所施設利用者、これは食材料費分のみ負担をしていただいて、月額約5,000円であります。なおまた低所得者である入所施設利用者、通所でなくて入所でありますけれども、これは年齢に応じて生活費として確保する額が25,000円から34,000円ということになりますので、被服、日用品、生活費を確保できるよう負担の軽減をするということ。これは額的にははっきり定義はしておりませんが、こういうことをきちんと保証しながらやっていくということになりますので、またご理解をいただきたいと思っております。

今度は就労支援、このことについてでありますけれども障害者の雇用率がまず南魚沼市ではどのような状況かということになりますが、17年6月1日現在で南魚沼市では、2.59。これは6月にいつも調査するので合併前であります。旧塩沢町では2.01。国、地方公共団体・・・失礼しました。これはとにかく2.1以上ということが言われておりますので、合わせますと今は2.59と2.01を合わせますと2.34前後になりますのでクリアしているという状態です。法定雇用。

さて就労支援につきましては授産施設、福祉工場、作業所等の整備を関係福祉法人と進めているところであります。今現在、旭原福祉工場、セルフこぶし工房、魚野の家、友の家、ドリームハウスこれらがあるという、今現在これら現存しているということになります。

障害者の雇用につきましては、ハローワークの六日町管内の16年度対象事業所では、4,368人の常用労働者のうちの71人が障害者雇用。先ほど申し上げました率になっていると思っております。この市役所では914人に対して9人が障害者雇用となっているというふうな実情であります。

その後のさらに市町村の裁量とされる地域生活支援事業、これにどう取り組むかということになります。これにつきましては相談支援事業と地域活動支援センターの取り組みを中心に障害者を支援していくということになります。18年3月にまたこれもガイドラインが示されまして、4月に実施要項が出される予定となっている。これに先立ちまして11月に管内事業所の実務者レベルのネットワークを立ち上げたところであります。地域の実情にあった事業を円滑に進めていく予定であります。

なお、来年建設が予定をされております、上町保育所の部分に障害者の皆さん方からの事業的なものをひとつ予定をしております。具体的にはもし必要であれば助役の方から後で説明申し上げますが、この障害者の皆さん方から図柄を作成してパッチワークみたいにして埋めていただいて、それを保育所の床に入れるかあるいは壁に入れるかということになります。これは非常に障害者の皆さん方の収入になるということになります。本来は公共事業の2パーセント程度をそういう方向に、向けなさい、とは言いませんが向けた方がいいという話しもありまして、これからそういうことが法制化されるかもわかりませんが一足

先に取り組んでみまして、そういうことが非常に有効だということであれば、これから市が発注する公共事業的なものに障害者の皆さん方からのそういう部分を取り入れていきたいという考えかたでありますので一応ご承知おきをしていただきたいと思います。

4番のバリアフリー化の計画的推進をどのように進めるかということであります。道路・歩道につきましては、この延長や平坦性の確保。まず歩道をとにかく延長したいということでありまして、平坦性の確保、点字ブロックの敷設、音響誘導信号機増設。これらを道路の設置主体であります国、県、隣接する市町村とも協力して整備を進めていきたい。

都市公園の段差には車椅子が乗り入れできりょうに取り組んでいきたいと思っております。市庁舎及び公共の建物につきましては、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できますように、スロープ・玄関自動ドア化・エレベーター・車椅子トイレ等の整備を進めていきたいと。歩道上に放置された違法駐車、駐輪、商品、看板、自動販売機等通行の妨げとなるようなものは広報などを通じて市民意識の啓発をはかっていきたいということでありまして。

18年度に障害福祉計画を作定いたします。この中で高齢者、障害者等のご意見を伺いながらバリアフリー化の調査と計画を立てていく予定になっておりますのでよろしく願いをいたします。

取り急ぎ的に、たつたつと申し上げましたが、またもし不備な点がございましたらご指摘をいただければと思っております。以上であります。

佐藤 剛君 法の改正、制定を福祉の充実に

では再質問をさせていただきます。細かいところまでお答えいただきまして大変ありがとうございました。時間が長くなったのは私がちょっと最初時間をくい過ぎた面もあるかもしれませんがすいませんでした。もっと簡潔に質問をすればよかったかもしれません。冒頭、市長の方で訂正なり確認がありました「事業者」というところですがけれども、私もちょっと風邪をひいていまして、そのように聞こえたかもしれませんけれど、「利用者」と言ったつもりでしたので大変申しわけありません。では再質問させていただきます。

モデル事業の結果ということですがけれども、私が思っていたよりも改善という数値が高いということで、ひとまず安心をしたというところがあります。ただちょっと私の考えているところとは違ったなというところもあるわけですがけれども。私は中間的な報告を元に、ちょっと悪化というところが多いかなというような数値も見ましたので、私のところでは全体的に総まとめの中で27パーセントぐらいは悪化という数字が出たというような中間的な報告をちょっと目にしたものですから、そこらへんもちょっと質問をしてみました。

実際事業をやって、私の資料では57パーセント、市の資料ではもっと高い数字で改善というようなのがありましたけれども。悪化というところがある程度数字が高いのであれば、事業をやってみた、さて悪化した、というところではホローをどうするのかというのが気がかりでありましたのでそこら辺もちょっと質問してみたわけなんですけれども。数字的なことについては後でまた出てきますので、ちょっと取りあえず置いておきます。

今、説明いただきました。そして私もちょっと調べてきた制度をそのまま導入いたします

と、市のほうでは通所介護または通所リハビリの中で筋トレやら栄養指導、そしてまた口腔機能向上等を入れるというところに、非常にメリットがあるというふうに今お答えであったと思いますが、確かにうまく回ればそういうようなことだと思います。筋トレ等、高齢の方がどの程度継続するかということも非常に問題になりますし、それでまた、80歳、90歳のおじいちゃん、おばあちゃんが死んだからというようにないことで1人でやらなきゃならないというようなことで、なかなかそういう面での機能回復の訓練をというようなことも難しいところがありますので、やってみたいと思わせる動機付けをどういうふうに表示させるか、ということも大事なのではないかというふうに、通所に関わるご期待についてはそういうふうな私は意見をもっております。

ただ通所のところにつきましては、先ほどから最初の質問のところでも言いましたように、基本サービスにプラスされまして筋トレとか栄養指導、それと口腔機能向上が取り入れられというようなことですので、もしかして私はそれは要らないよというようなことになると、そういう選択的なサービスといいますかそこらへんをなしにして従来どおりな形になるかもしれない。本人の希望でやるもよし、やらぬもよしというような形になるかもしれませんが、それはまた法の改正の趣旨とは違う方向に行ってしまうのかもしれない。実際苦痛だわいというようなことになると、そうなるかも知れませんがそこらへんはそれでいいのか、どう考えているのかという1点をお聞きしたいと思います。

私は通所のところよりもむしろ訪問を受けて利用する訪問介護、ホームヘルプみたいなどころに、若干問題があるんじゃないかというふうなことも考えております。例えばホームヘルプのところを見ますと、今度改正によりまして、利用者は自力で困難な行為について、同居の家族や支援地域の支え合い支援サービスが受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが提供されると。受け入れが厳しくなった。そしてその中でもさらにまたホームヘルパーというのは手伝いをするんで、自分でできるだけやるというようなことが前提になっておりますので、非常にこの部分は今までの利用からすると、ちょっと利用しづらくなったのかなというふうな気がします。詳細はいくつかあるんですけども時間も迫ってきますので省略しますが、入浴介護についても同じく限定的な利用というようなことになっています。

私が心配するのは今回行政報告の中にもありましたように、10月末の認定患者第1号が被保険者全体では2,502人いるようですが、そのうちの要支援が366人、要介護1が760人になっています。要介護1の中の760人が全部新たな要支援に、というようなことになるわけじゃありませんで、その中の7割なり8割が要支援2というようなことになるのでしょうから、仮に7割としましても530人。計で要支援1・2は896人、おおむね900人の方が要支援1・2というようなことになるわけなんです。それは介護認定者の全体の中の約36パーセントの方がそこにあたっております。36パーセントの方が先ほど言いましたように、訪問を受けて利用する、特にそういう訪問を受けて利用するようなサービスが受けづらい状態になるというようなところがひとつ私は懸念されるところであります。

す。

確かに今までホームヘルプで家政婦のようにサービスを利用してきたというような全国的なその流れの中で、ここはちょっと改めなければならないというふうな方向から、こういうふうになってきたわけなんでしょうけれども、はたして当市の中でそういう傾向があるのかどうかというのはわかりません。それは0か100かというような問題もありますけども、もしかしてそんなのは全然ないというようなこともあったとするならば、今言いました36パーセントの人は、今まで従来どおりのサービスが受けられないというようなことになるわけです。ちょっと弾力的な運用というところがないと、なかなか全体の36パーセントの方々のサービスをどうするんだ、というようなことにもなるわけですので、そのへんは考えていただきたい面があります。

と言いましても私は、改正介護の関連法の関係の自立を維持することと、要介護者にならないような地域支援事業、それらにつきまして介護予防を実践することに反対しているわけではなくて、おおいに賛成をしているわけです。ただ一旦介護が必要有りを受けた中でそういうふうにするというのは、介護認定を受けた人の意に反する部分があるんじゃないかという面。そしてまた地域支援事業の中では自立と判定された中でも将来的にそうならないようなというようなことで、健康維持といいますかそういう事業を行うわけです。そちらの方こそさらに一生懸命やる。例えば城内病院でパワーリハビリがありますでしょうし、大和病院の中でもリハビリ科が充実するようであります。そういうところを活用しながらそういう介護に認定になる前の方々の介護予防という事業の中でやっていただきたい、というふうに考えております。

大変時間が長くなってあれなんですけれど、地域密着型サービスということであります。できるところからやっていきたいというようなことで積極的な話ありました。家の母親はアルツハイマーになりまして、非常にそういう家族を抱えると、福祉が充実した南魚沼市といえどもやはりそういう家族介護者には、まだまだ福祉は足りないというところを実感しております。そういうふうな方向でさらに考えていただきまして、できるところからやっていただきたいというふうに考えております。

もうちょっと聞きたいところがあるんですけども、障害者自立支援法の方に移ります。就労支援。ある程度法的な基準はクリアしているようではありますが、先ほど来言っておりますようにいろいろ減免措置といいますか、いろいろそういう措置もあるというようなことをお知らせいただきましたが、やはり1割の定率負担というのは収入源が限られるこの方々につきましては、非常に負担が多くなることは変わりありませんので、市独自の軽減処置等を考えておられるのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。

これは応益ですので益があったら負担するのが当然だというふうなことをおっしゃるかもしれませんが、障害を持っておられる方は、食事をするにも支援が必要とする方が大勢いるわけなんです。そういう面での支援を受けた、そのサービスに対する益だと言われるとそれは果たして益なのかというようなことになる。私に言わせればそれは益ではない、生

きる手段だというようなことになるわけなので、そういうところを応益負担だというようなことは酷ではないかと、というふうな気がいたします。

とはいってもこれは法律のことですので、私が大きい声を出してもこれは変わるわけではありませんが、せめて市の対応だけでもそこらへんをお汲み取りいただきながら、軽減処置を講じていただきたいというふうなことを考えております。

最後にバリアフリー化の計画的推進というところであります。大変細部にわたって考えていただきましてありがとうございます。私はこの部分は大事なことだと思います。ここだけでも取ってまた一般質問したいくらいなんですけど、とりあえず回答の中で、歩道の部分を優先的に整備をしていくというふうなお答えがありました。これは通告の中にお話、具体名で出さないでお答えできないかもしれませんが、実は大和病院の前、あるいは公園通り線かと思うんですけども、その歩道というのが大変昔の歩道でありまして、非常に乗り入れのところの段差があるというふうなところがあります。普通に歩いていてもなかなかまともに歩けないということで、車椅子なり老人の方がシルバーカーを押さなければとても歩ける状態ではありませんので、ああいう医療施設、福祉施設の周辺の歩道こそ優先的に、そういう考えがあるのであれば配慮いただきまして改善の方向にもっていただきたいと思っております。

ちょっと時間が足りなくなりまして再質問のお答えに苦勞するかもしれませんが、一応再質問で何点かまた再度市長のお考えをお聞きしたいというところを挙げさせていただきますので、答えられるところにつきましてお答えいただきたいと思います。

市長 法の改正、制定を福祉の充実に

この参加意欲のことにつきましては、冒頭申し上げましたように今後の課題でありますので、いろいろ考えていかなければならないと思っております。その他の介護保険にまつわる今の再質問につきましては、担当の課長から答えていただきますので、ちょっと私がそこまで細部にわたって把握しておりませんので、すいませんが担当の課長から答えます。

障害者の件でありますけれども、市独自の負担軽減措置ということではありますが、先ほどちょっと申し上げました、市が独自にいわゆる皆さん方に仕事をしていただく方法を考えようと。そして収入を増やしてもらおうと、そういう考え方があります。ひとつ来年モデルでやってみますけれども、そういうことが非常に評価を受ければ、これは市で発注する事業の中で障害者の皆さん方から仕事をしていただく部分が出てくるわけですので。そういうことで収入のある意味では増加安定を図っていこうと、そういう考え方ありますのでよろしくお願いたします。

大和のその歩道の件については、現場を担当から調査をさせて必要であればすぐ改修なり何なり。それをやるとしても部分的になりますけども。全体的にというのは相当時間がかかると思っています。現場をちょっと見させていただこうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

福祉課長 法の改正、制定を福祉の充実に

それでは私の方から何点かお答えさせていただきます。

最初に筋トレ等が合わなくて逆に悪化した場合というふうなことですでございますが、こちらの予防事業につきましてはあくまでもそれぞれその人の状況に合わせて、またそれをすることによって効果維持ができるかどうか見極めながらマネージメントして対応していくということです、効果が出ない部分、悪化するような方にはそれは対象としないということとやっていきたいと思っております。

それから本人の希望によって行うと効果が予定通りできるかどうかというお話がございました。これにつきましては地域包括支援センターの方で的確なマネージメントをしながらメニューを組んでいるわけですので、個人の意向も確かめますがそういった指導制を持ちながらやっていきたいというふうに思っております。

それからホームヘルプ等で今までより利用がしにくくなるということでございますが、確かに今まで先ほど佐藤議員言われたようにちょっと手をかけ過ぎた部分があるんじゃないかという反省があるわけで、本当に必要な部分に対してヘルプしていこうということでございますので、本人の能力、やる気、そこらを引き出すような形のメニューを組んでいくということになるかと思っております。

それから支援予防給付、800人程度が対象になりますがこのサービスが受けにくくなるんじゃないかというふうなお話でございますが、これにつきましても新しくサービスとして先ほどの筋トレだとか栄養指導、口腔の指導だとかというふうなことで新たなメニューを用意してあるわけですので、そういった部分をそれぞれの個々の能力に合わせて適用していくという考え方でございます。

それから認定前の人々の予防の関係ですが、これにつきましては議員言われたようにだいたい800人位が該当になるんじゃないかと思っておりますが、地域支援事業というふうなことで考えておまして、これにつきましても今ある能力を維持して、なるべく要支援なり要介護の方に移行しないようなことで、地域支援事業という新たなメニューを用意して対応するというふうな考え方です。以上です。

議長 質問順位22番、議席番号5番・山田 勝君。

山田 勝君 地域防災計画の策定状況とその骨子について

初めて一般質問させていただきます。長い間、電気工事業をやっておまして思考回路のほうは電気回路になっております。これからどんどん政治の方の回路に切り替えて、一生懸命やりたいと思っております。そういったことでなかなかちぐはぐな質問が出るかと思っておりますがご容赦ください。

通告にしたがいまして質問いたします。

先月、雪降り前ですが佐藤議員と共に山古志の被災現場を視察してきました。写真や報道で見るとはものすごく違っていて、現実是非常に大変なものです。山と地面全体がものすごいエネルギーで揺れ動かされたようで、山々は傷だらけです。そして建物は潰され、道路はいたるところで崩れ落ちています。現地でなんとか水槽が無事でありました錦鯉を飼っ



ておられる方に話を伺いましたけど、1回目の地震についてはとにかく様子を見ていました。しかし、2回目、3回目、その水槽の水が大波のようになって鯉と共に飛び出していく。とてももの凄い恐怖を感じ逃げ出すのがやっとであった、ということをお伺いしました。

道路という道路はほとんどその時復旧作業の途中で、地域全体に重機が取り付いているような状況でした。私の所持しております古い形のジープ四輪駆動で、それでなければとても現地視察はできないような道路状況です。

六日町断層の話もあります。今日、明日大きな地震がくるかもしれないということもあります。しかしながら現地の被災状況や復旧状況を見たり、避難生活をしている方々の人の話をきいてみますと、実際に昨年の大きな災害はまだ終わっていないのです。今、この貴重な体験が風化される前に、まだこの熱い思いがあるうちに、そして合併という大きな機会に地震を含め防災についてきちんと対応しておかなくてはならないのです。

では地震に強いまちとはどういうものか。地震発生時の被害が可能な限り軽減されるようなまち、まちの構造、それから耐震性に優れた施設設備、そういったものをもつまちであり、そしていざ発災時には応急対策の活動が円滑かつ迅速に行われ、市民の生活環境維持のためのライフライン機能の低下を最小限に留めるというまちであるといえます。予防段階から発災後のすべての段階におきまして、行政や自治体など各主体が行うべき対策を明確に策定することが必要なのです。

そして地震に強いまちの形成のためには非常に多くのテーマがあり、そしてそれに対する対策が必要です。予防段階におきまして建物の耐震、火災対策、室内空間の安全確保、ライフラインや情報インフラの確保、自らの安全は自らを守るという自助、地域コミュニティレベルの共助、行政レベルの公助。さらに発生段階では避難対策と弱者避難援護、地域防災力、企業防災力。さらに大きくみれば広域防災体制の整備などがあげられます。

私はまちづくりの基本の、まちづくりの計画の根本には防災を置く必要があると思うのです。まちを物理的にそして人的に形成し、それらを安全、安心に維持していくためには、まちづくりの根本に防災というものがあると思うのです。通告にはありませんでしたが、これからの市政におきましてまちづくりの計画における防災の位置づけについて市長に伺いたいと思います。

そして地域防災計画の現在の策定進捗状況、それと骨子を伺おうと思いましたが、今述べましたように全般につきますと非常に範囲が広いですので、次の点についてのみ伺いたいと思います。

1点目。地域における大型店、スーパーやコンビニも、そういった店舗には常時、食料や暖房機、その他非常時に必要とされる非常に多くの資材がストックされています。これらの資材を災害時活用するため、また大型店におきましては広い駐車場がございます。そこで売り場面積に比例する、あるいは駐車場面積に比例する、などによりまして非常テントの幾張りかを行政だけでは対応しきれない部分の備蓄をお願いするなど、最終的には行政が買い上げるにしても、そういったものを市内に店舗を持ち営業することについては、行政と非常時

についての協定のようなものを結んでいただくようなシステムが必要ではないかと思えます。

2つ目です。冬季の災害についてです。だいぶ前ですが浦佐スキー場で旅館を呑み込んだ雪崩と言いましょうか土砂崩れと言いましょうか。その災害の時、夜中救出に当たっていた人の話しも伺いました。雪崩によって圧を受け雪が締まってしまい硬くなりそしてその量がとても半端ではない、続けて雪崩が発生し命からがらの救出であった、という体験を伺いました。考えますと雪国、全国でも特に重い雪。除雪しても除雪しても降り積もる雪、そして寒さの中避難障害、救出障害の中では対応が夏場と全く別なものであると考えられます。仮に避難生活が発生した場合、例えば学校の体育館に厳冬期一週間なり避難所を開設したとします。どれだけの暖房設備があるのか、どれほどの寝具類があるのか、食料援助は、炊き出しはどうするのか。そういった面も検討の必要があると考えられますがいかがでしょうか。

3番目に視察に行きました山古志村役場も建物そのものは非常に立派でした。ですので、倒壊という被害ではなかったのですが、とにかく建物が地面と分離してしまったようになり、建物が地盤から浮いたようになり、全体もやや傾いておりました。建物背面のアスファルトはパズル状に契れ、地盤は沈下しもみくちやにされたようになっておりました。そういった中でボイラーの燃料だと思われれます。地下タンクが厳然と生き残っている様子がうかがえました。

私は前の職業で地下タンク設備の設置や変更、そういった書類の審査や現地の検査、廃止の際の掘り起しなどそういった立会いを行ってまいりました。消防法及び危険物の規制に関する政令等により作られる地下タンクは非常に頑丈にできております。配管類もすべて上から取り出されていますので。簡単に中身が漏れ出すようなこともありません。このことから市内にあるガソリンスタンドとか自家用給油設備など地下タンクの存在する数を把握し、それによって平均的な燃料の通常在庫量の把握、そして停電時いつでも使える手動用のギアポンプなど、そういったものについて検討するお考えはありませんでしょうか。これはやはり個人の財産ですので協定的な手続き、そういったものが必要になるうかとは思います。

4番目、情報の集約としての携帯電話の利用、活用。今当たり前のように使われています携帯電話ですが、多くの場面で非常用の連絡手段として活躍しています。山岳救助で携帯が通じたとか、そして先日も身近なところでありましたが、ほんのすぐ近くなんですが人の死角となるような所で怪我をして動けなくなった場合、非常の連絡手段として便利に使われています。携帯電話会社の停電などにより全く使えなくなった場合は別としましても、自治会の防災組織の中の情報担当とか、そういった役割の方が災害本部と交信するなど災害時の利用方法を明記して活用してはいかがでしょうか。

ただ懸念されるのは情報統制の方法をしっかりと作らないと混乱の原因になるとは思われます。ただきめの細かい情報が取れる発信源と言えらると思えます。そして大規模災害ばかりでなく部分災害や小規模災害の方が多く発生すると考えられることから、携帯電話の利用不能地帯、例えば後山辻又地区、清水地区の奥などそういった地域に中継用のアンテナの設置促進について、メーカーに協力依頼など検討はされているのでしょうか。

以上の点についてお伺いしたいと思います。よろしく願います。

市長 地域防災計画の策定状況とその骨子について

山田議員にお答えをいたします。この地域防災計画の策定状況、その骨子であります。合併前の地域防災計画は旧大和、旧六日町がそれぞれ平成13年、そして昭和62年の策定でありましたので旧大和町の計画を元に、当時の南魚沼市の防災計画を策定する予定で作業に取りかかったところでありまして、また旧塩沢町の計画におきましては、平成14年に策定していますので、旧大和と旧塩沢の計画をすり合わせる形で現在作業を進めているところでありまして、

新潟県の地域防災計画につきましては、現在見直しの途中であります。市町村地域防災計画へ盛り込むべき内容を県の防災計画に明示する予定でありますので、この内容について危機管理防災管理課から県の各課宛に現在依頼しているとこれでありまして、今月末までに吸い上げて1月に素案がまとまるというところですので、それから今度は県の防災計画の見直しと同時進行の形で、市の防災計画を策定いたしますので、なるべく後戻りがないように県と頻りに情報交換を行いながら今年度中に 来年の3月までですね 骨子をまとめたいというふうに考えております。どうかまた山田議員はこの方の専門でありますのでいろいろご助言、ご提言を賜りたいと思っております。

新市の防災の位置づけ。これはもう何にもまして市民の生命財産を守るという観点から見ますと、市政の中の一番の重要課題は市民の皆さんの生命財産を守るということでありまして、その為の防災でありますので、位置づけといたしましては本当に一番高いところというか重要な位置づけだというふうに認識をいたしております。

その中で具体的な部分であります、地域大型店との非常時における協力協定であります。非常時の食料につきましては応急的な炊き出し、給食センター、保育園、日赤奉仕団。旧六日町につきましては昨年の地震の際には給食センターといいますが、給食センターにご飯を提供しているところから、ご飯を炊いていただきまして市の職員がおにぎりを作って出したという経過があります。その給食センターその以前の部分、それから保育園、日赤奉仕団で行うほかに、市内の販売業者から調達が容易に行われるように協力要請をしていきたいと思っております。これもまた旧六日町のことでありますけれども、その際に救急的に必要になった、その日の夜の食料が避難場所に必要になったというときに、そのAコープのララ、それからジャスコから在庫、あるだけのパン、それらを調達させていただいて緊急的に対応させていただいたという経過がございます。その際またそういうときにはいつでも協力を申し上げるといってお話をいただいておりますけど、まだそういう協定を結んだということではありませんけれども、飲料品、食品メーカー2社、これはご承知でしょうけど、三国コーラと加ト吉でしょうか、ここと応援協定を締結しておりまして、全国展開のこの大型店とも今後はそういう協定を締結して、食料も水もすぐに、瞬時にとはいいませんがすぐに供給できる体制を整えていきたいというふうに考えております。

冬季における災害対策であります。これが本当に大変なことでありまして、新潟県が見直

しをしております先ほど申し上げました地域防災計画におきましても、原則的にすべての節に「積雪地域での対応」これについて言及することになっております。次に申し上げます事項について市町村にて取り組むようにというふうに記載されております。

1つは積雪期の地震対策の強化であります。避難者全員の建築物の中、建物内に収容ができるかどうか。できるようにすることということであります。それから暖房用具の確保。孤立予想集落住民への問題提起。通信手段の確保、輸送・交通手段等の確保であります。それからスキー場立地市町村における関係機関との地震対策の協議。これはスキー客の救助・避難、宿泊客等の安全確保であります。これはすべてスキー場もありますので市としても県の計画修正を受けまして、住民の皆さん、消防、警察、スキー関係者等と問題意識の共有をはかりながら、具体的な対策を防災計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

非常用燃料としての地下タンクなどの利用構想であります。これは現在、大和庁舎には軽油で10,000リットル、これは一応公用車の燃料用です。灯油で10,000リットル、庁舎の冷暖房用ということであります。この本庁舎には灯油で10,000リットル、これは庁舎の冷暖房用、それから塩沢庁舎では重油が5,000リットル、灯油が4,000リットル、3,000リットルと2つあります。いずれも庁舎の冷暖房用として取りあつかっておりますけれども、大和庁舎の軽油、灯油は非常用として転用、取り出す機能があるということでありましてできるようになっております。本庁舎、塩沢庁舎の地下タンクにつきましても軽微な配管工事によって取り出せるようになりますので、非常時にはこれを有効に活用させていただきたい。

これも去年の地震の際でありますけれども土曜日の夜、夕方からということで市販の燃料店もほとんど閉店的な部分がありましたし、一店だけこの辺で開いてあったと思いますけれども非常に燃料不足が一時懸念をされたところでありました。そういうこともまた踏まえながら、この合わせて42,000リットルになりましょうか。それらの軽油、灯油。これが常時満タンということではありませんけれども、相当数が確保してありますので非常時に活用したいと思っております。

情報集約としての携帯電話の利用。携帯電話利用の不能地域のこの解消であります。災害時の情報収集の手段としてこの携帯電話は有効であります。これも地震の際ご経験なされたと思いますが、全く不通状態といいましてメール機能を除いてほとんどが繋がらなかったということがありました。一般的な時には非常に有効な通信手段であります。

市ではデジタル式の地域防災無線の整備を行っているところでありますけれども、地域防災無線は市の施設の他に孤立が予想される集落、あるいは関係団体の施設に設置することができますので情報収集には大変有効と考えております。だいたい移動系も合わせまして子機的な部分が約70というふうに予定をしております。これから設置場所につきましても、協議を重ねていきます。また防災無線につきましても市内の居住区域のほとんど網羅しておりますけれども、防災無線の機能を補う形での衛星携帯電話の導入も今検討しているところで

あります。

携帯電話の利用不能地域の解消につきましては、携帯電話事業者を対象とした移動通信用鉄塔施設整備事業というのがありますけど、これは市において不感地域の調査をいたしまして実施希望調書を提出したところでありまして、各携帯電話業者からの実施希望はなかった。信越総合通信局管内においても事業の採択はありませんでした。今後も継続して解消を図りたいと思っております、電話事業者に働きかけをしていきますが、今この不感地域が後山、辻又、これは全く携帯が使用できないという状況でありますし、あとどこでしたか。三用に2箇所、塩沢方面はないですか・・・(「滝谷」の声あり)滝谷。若干ずつやはりあるようですので極力働きかけをして、この不感地域のないような形を、できれば早めに整えたいというふうに考えています。以上でございますがよろしく申し上げます。

山田 勝君 地域防災計画の策定状況とその骨子について

大変ありがとうございました。百年の大計ということもあります。非常に計画そのものはやはりスケールが大きくなると思います。そしてその充実の程度や表現はなかなか金額の割には面に出ないということがあります。そしてまだまだ地域的な点や方向を伺って見たい点はいろいろありますが、財政的に非常に厳しい現状であります。

先ほど述べましたように、去年の想いがあるうちに、熱い想いがあるうちに、風化されてしまう前に安全・安心というまちを作るため、単なるマニュアルではなく実効性のある、また防災行動が生活において当たり前の習慣になるような、市民の皆様にも浸透する防災計画を期待しております。私も可能な限りは参加協力させていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

議長 質問順位23番、議席番号10番・牧野 晶君。

牧野 晶君 それでは通告にしがいまして一般質問を行わせていただきます。

ちょっと本件とは関係ないんですが、私が出身した小学校、上関小学校というのが塩沢にあるんですが、その出身者、卒業生である広井法代さんが今度の冬季オリンピックのアルペン代表として、日本代表として選ばれたということで、ぜひ皆さんからも応援していただきたく思います。大変喜ばしいことで、地域におけるこのスキー観光の発信、そして子供達に夢を与えるという視点で大変立派な功績を、参加することに意義もありますし、また活躍を願っている次第であります。よろしくお願ひいたします。

#### 1 幼児医療費助成制度の拡充を

本題に入りますが通告にしがいまして一般質問を行います。幼児医療費助成制度の拡充をお願いしたいと思います。湯沢町、魚沼市は就学時まで幼児医療費助成制度を行っております。当南魚沼市でも子育て世代の要望は高いと思っておりますが、就学前まで拡充する必要があるのではないのでしょうか。

#### 2 市の柱となる政策を決定すべきではないか

2点目にはいります。市の柱となる政策を決定すべきではないか。市長の姿勢として子育て支援や教育に対する強い意気込みや重要性は、私は大変感じられると思っております。市民に分

かりやすくそして首長として目標と責任を明確になるようにもう一步進んで、たとえば子育て日本一、教育日本一を目指します、というふうに市としての宣言をしてみたらどうでしょうか。こうすることにより市民1人1人、そして職員1人1人、そして市長自身にも責任と目標というのが明確になり、進むべき市の方向というのが明確になってくるのではないかなと思います。

私は子育て日本一や教育日本一というふうに言いましたが、また市長の方で別な視点で私はこういう方でぜひ他に負けない施策を打ち出して、一生懸命市民に誇れる施策、南魚沼市として頑張っていけるようにしていきたいという想いがあつたら、そういう視点での答弁ももしありましたらお願いしたいと思います。

#### 4 観光の振興は湯沢町とシッカリ協力をして

次に観光の振興は湯沢町とシッカリ強力をして。先日、先先日から大変塩沢町の観光に対するそして南魚沼市の観光に対するさまざまな意見が出ております。一般質問の質疑もあります。やはり塩沢町スキー観光、スキー産業というのは非常に重要なウエイトを占めてきておりました。そして現在も右肩下がりといわれておりますが、非常に重要な産業であることは間違いありません。少しでも右肩下がり食い止める。逆にずっと右肩上がり、なかなか厳しいものですが下がらないようにしていくというのも、ひとつ住民としてお願いをするところでもあります。

そして今まで塩沢町の姿勢として湯沢町と多く連携をとってきました。これは町はもとよりそして住民、塩沢に住む観光に携わる住民、そして働く方々が湯沢町に行って多く働いてきました。そういう観点からからもぜひ、一応市長としての観光の振興、これだけに限らず湯沢町とシッカリといろいろな視点で協力をして、まちづくりをして進めていっていただければと思います。

#### 5 今泉博物館を道の駅と市民の憩いの場に

4番目にはいります。今泉博物館を道の駅と市民の憩いの場にということであります。今泉博物館が生まれ変わり、観光客や市民の憩いの場になることを塩沢住民は望んでおります。多くの方から利用される施設とすることが寄付してくれた方への最大の敬意であります。道の駅とし、市の観光PR拠点とするべきという意見は旧塩沢町、塩沢の時から強くありました。また私が選挙を終わってから、選挙中もそうでしたが、六日町や大和町の方たちも今泉博物館に関しては非常に興味をもたれておまして、たまに道で会ったら、今泉博物館なんとか活性化してくんないかい、なんていう話を、そういう声をかけていただける方もおりました。市民の市の観光PR拠点となるように考えていただければと思います。

また市民から憩いの場となるように、この今泉博物館の倉庫には図書がたっぷり眠っておりまして、そういうものも解放して図書館・児童館というような機能と公園化を進めるべきではないでしょうか。

#### 3 都市計画事業の進捗度、見通しの公表と用途地域の見直しを

次に都市計画事業の進捗度、見通しの公表と用途地域の見直しをお願いします。都市計画

が決定し、何十年も計画しますが事業計画の進捗度は現在何パーセントぐらいなのか。また事業が完了するにはあと何十年かかるのか。これについて公表していただければと思います。また一部の地域では都市計画が決定されたとき、用途地域が決定されたときと町のあり方というのが、たとえば駅ひとつとってみても上越新幹線ができて湯沢駅が拠点になったので、ちょっと駅としての機能がなかなか低下してそこに住む一部の住民の方からは、用途地域の網掛けを外してもらってくれという声も出ております。

これから都市計画マスタープランが策定されることになりませんが、地域の住民の声を地域の住民の声として、ただ単に3町にあったマスタープランをテープで切って貼って張り合わせるだけの計画を望んでいるわけではありません。今回の合併によってまたそれぞれの地域の持つ地域の役割というものは変わっていくものだと思います。そういう点をしっかりと住民との関わりを深め計画を、策定していくべきだと思いますが、まず進捗度、見通しの公表そして用途地域の見直し、この点についてお聞きしたいと思います。

## 6 合併特例債について

次に合併特例債についてですが、合併特例債の基金部分です。合併特例債の基金造成、地域のコミニティーを進攻するソフト事業の支援として、合併特例債の基金が現在約15億円、そして9月だかの南魚沼市の補正予算では7億円がもらわれており、こちらの方はまだ借入れしてないそうですが、総額で24億円だか、22億円だか。24億円だったかになるという予定であります。今現在、この基金は何パーセントで運用しているのか。また特例債の基金の趣旨は金利でコミュニティー活動などを振興する目的とする基金だが、どのような事業に当てはめているのか、そのお考えをお聞きしたいと思います。

以上が壇上からの質問になります。よろしくご答弁をお願いいたします。

市長 牧野議員の質問にお答えします。

### 1 幼児医療費助成制度の拡充を

1番の医療費助成制度の拡充をということであります。就学前までの医療助成の拡大、これは現在子育て支援総合対策の中で、総合的に検討しております。重要課題として今取り組んでおります。影響額といたしましては2,257万円ほどが必要でありまして、財源についても総合的に判断をして今予算編成に向けて研究中というところでありまして。現状の制度では県単事業の市負担分は2,274万円。市単独事業は5,160万円。今回の就学前の入園、入院、通院全てにかかる負担額は2,257万円を追加いたしまして、総額で9,700万円が必要となるということになります。この財源を今検討しているというところでありまして。よろしくお願ひいたします。極力前向きに、今議員おっしゃっていただいたように湯沢も魚沼市もこうしているということになります。真中だけ外れていたなんてことでは、なかなか形もよくありませんので、極力前向きに検討させていただいているということになります。

### 2 市の柱となるべき政策を決定すべきではないか

市の柱となるべき政策。これにつきましては去年の市長選挙の際から申し上げてまいりましたし、塩沢の地域懇談会あるいはその以前の大和、六日町の地域懇談会でも申し上げてき

ました。私の柱となる政策といいますが、総合的な部分は安心・安全の市、そして地域完結型の社会をこの地域の中で作り上げていく。これが私の政策の根本だと思っています。

具体的な部分につきましては、議員がおっしゃっていただいたように、たとえば子育て日本一だとか、企業誘致世界一だとか、そういうことはまた出てくるかもわかりませんが、それはそれぞれの中でのことですので、私が申し上げる政策の大綱的な部分はここに集約をさせていただいております。これに沿って南魚沼市が何をしていけばいいのか。これを今幹部職員と共にずっと考えて提言をしていただいたり、発想していただいたりしているところでありまして、その取りまとめも今済んでいるというところでもあります。

### 3 都市計画事業の進捗度、見通しの公表と用途地域の見直しを

都市計画事業の方に先入ります。質問の通告はこっちが3番でありましたから、そういうふうに私も答弁を組み立ててまいりましたので途中を飛ばすとわからなくなりますから。

都市計画事業の進捗度、見通しの公表それから用途地域の見直しということでもあります。進捗及び見直しにつきましては平成17年度末での計画決定に対して供用している土地計画事業の進捗の率であります。都市計画の道路、これは42パーセントであります。供用済延長が23.8キロメートル、計画決定延長が56.9キロメートルであります。公園・緑地、これは75パーセント、供用済の面積が約26.7ヘクタール、計画決定面積が35.4ヘクタールということでもあります。公共下水道、68パーセント、供用済の面積でいきます。これは737ヘクタール、計画決定面積が1,085ヘクタールでありまして、公共下水道はこの部分につきましては平成16年度末の進捗率ということですよ。

都市計画事業の完了の目処でありますけれども、都市計画道路。この全体計画56.9キロメートルのうち国及び県が事業主体として実施する路線、これが40.2キロメートルで71パーセント。その内の供用済が16.4キロメートルで41パーセントを占めておりまして、その内工事中の路線が5路線、2.4キロメートル、これを除きまして53パーセントの21.4キロメートルが未着手であります。事業実施について要望はしておりますけれども採択や完了の目処については明確ではありません。

市が実施する路線のうち工事中路線は2路線、これは0.5キロメートル。これを除きまして53パーセントの8.9キロメートルが未着手であります。国土交通省における街路事業予算の減少及び市の財政難、これによって事業実施が厳しい状況であります。完了の目処も明確ではないということでもありますのでよろしくお願いします。

公園緑地につきましては児童公園及び緑地は100パーセントの完成であります。大原運動公園は平成19年度で事業認可区域の整備は完了する予定であります。その時点での整備率は71パーセントになります。計画決定面積は16.3ヘクタールに対しまして11.9ヘクタールが完了ということでもあります。

公共下水道は現在のところ平成25年度にすべて完了するというので、今事業計画を組んでございますが、財政健全化計画という中で若干の遅れが出るやもわかりませんが、なるべく遅れを出さないようにという思いであります。大和地域が22年、六日町・塩沢地





携を深めてやって行きたいというふうに考えております。

#### 5 今泉博物館を道の駅と市民の憩いの場に

今泉博物館の件でありますけれども、これはなかなか大変でありまして、旧塩沢町さんもいろいろな角度からの検討をしてきていただいたと思っております。平成3年には47,000人の入館があったというふうに記録をされております。ところが16年度実績では12,700人ということで本当に大変な減少をしているわけでありまして、昨日もハイウェイ・オアシスの構想とかいろいろでてまいりました。この敷地の有効利用としては施設周辺の植栽、魚野川を主体とした水辺の整備。必要な施設といたしましては屋外トイレ、地元産の物産スペース、ベンチ、公園広場、これらもやるとすればやっていかなければならないだろうと。博物館そのものがパプアニューギニアの展示物ということだけでいいのかどうか。他のものとの連携可能なもの、それらも考えなければなりませんし、博物館そのものとしてやっていくかどうか、このことについても根本的に考え方を一度変えてみなきゃならないと思っております。

それから文化の拠点構想として芸術大学などとの交流による企画、展示。季節ごとの催し物の企画として、野外コンサート、ふるさと市、こういうことが構想として検討の俎上にあがったところであります。

今ご質問をいただきました観光交流施設、道の駅構想、これも検討されてきたと思えますし、道の駅の設定につきましては、駐車場、トイレ、道路情報施設、付帯施設としての物産販売、貸し店舗これらを整備をしなければなりませんで、再投資をする必要があるということでもあります。

この今泉の管理運営、これを今まで塩沢町さんが進めてきた活性化構想。これが実現可能かどうか検討しなければなりませんし、それ以外の活性化案が見出せば併せて検討することでもあります。やはり検討委員会的なものは設置をしていかなければならないだろう。今泉博物館には限りません。限りませんがこの市の施設につきまして、集中的に議論をして実現が可能で有効な施策を施していかなければならないだろうと思っております。このことはご寄付をいただいた今泉さんのご遺族からも、私どもが出した構想に対して、やはり承知をしていただくということが最低前提条件でありますので、これらも働きかけをしていかなければならないことでもあります。

どういう形がいいのかと私も具体的なことを申し上げる段階ではありませんので、こういう施設がいいとか、ああいう部分がいいとかということは申し上げられませんが、いずれにしてもしるあれだけの建物と敷地でありますので、何とか有効に活用させていただきたい。今はそういう想いだけでありますのでご理解いただきたいと思います。

#### 6 合併特例債について

特例債につきまして、平成16年度に大和・六日町が合併した際に14億7,140万円の基金を造成いたしました。17年度にも9億1,270万円の補正をしておりますが、この分についてはまだ借入れも造成もしておりません。ですので現在はこの14億7,140万円

という基金が存在しておりますけれども、これから9億1,270万円を借入れをいたしまして造成をしていくということであります。

昨年度の基金につきましてはペイオフの関係がありまして、現在他の基金と同様に決済預金口座で管理しておりますので、利子は付かないということで無利子運用です、現在は、したがって現在利子は発生していませんから、利子活用事業はこの分については今行っていないと。

今後、今年度分の基金造成をやりますと、今ほど申し上げましたように約24億という歳計現金の運用に余裕がでてくるとおられますので、一部はやはり国債、あるいは昨日からも申し上げておりますように、運用方法、いかなる運用方法が可能かこれを本当に考えながら少しでも高い利息のつく運用方法、これに取り組んでみたいと考えております。そして利息が発生する場合には、定義的には住民の融和促進事業ということになっておりますが、主力は子育て支援の方向に廻していきたいというふうに考えております。今のところはですね。そういうことであります。

また今年実施をした囲碁将棋大会、あるいはこども俳句大会、市内縦断駅伝大会。これらにつきましても本当にまさにぴったりの事業であります、この基金から生じる利息運用につきましては、こういうことにもやはり配慮していきたい、そういう思いであります。

でき得れば一般会計での繰替え運用もやっていきたいと思っておりますけれども、これはまだそれができうるかどうかも含めて検討中であります。この基金がリスクを相当覚悟すればいろいろの運用方法があるわけですが、そこはなかなかできませんので、まず安全で有利、このことを念頭に置きながら活用していきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

参考といたしまして今の一借の利息は年0.6パーセントであります。1億で60万円と。一借、借りる場合です。銀行の定期預金の利率は2年もので0.04パーセント、5年もので0.1パーセント、国債の利回りは2年もので0.2パーセント、5年もので0.6パーセントとこういう部分がありますので。この他にいろいろあるわけですが5年ものの0.6パーセントなんてのはわりあいと魅力ある部分かなと思っておりますけれども、まだどういふふうを活用するかについては決定をしておりませんのでよろしくお願い申し上げます。以上であります。

牧野 晶君 幼児医療費助成とあと観光については非常にわかりやすい答弁でわかりました。

## 2 市の柱となる政策を決定すべきではないか

市の柱となる政策について市民から安心・安全な市というのは、当然私は、命を守るとかそういう点で間違いのない良い施策だと思うんです。が、市長も理解してくれているようですがやっぱりそれでもその他に日本一とかそういうのを目指して欲しいというものもあるわけです。何かしる1点は特化して、日本一というのを付けることによって自他共に認められるようになれば、他から視察なんかも議員が来たり職員が来たりというものもあるわけで、そう

すると職員さんの中でもまたモチベーション、テンションも上がってきてやる気も出てくと思うし、いい波及効果が出てくるんじゃないのかなという思いがあるんでそういう視点で、ひとつこれだけはどこにも負けないんだ、というふうなものを何でもいいので考えていっていただければなという思いがあります。

#### 5 今泉博物館を道の駅と市民の憩いの場に

あとそれと、今泉博物館の件です。検討委員会をという話ですが、塩沢町合併する前に検討委員会というのがあって、その中で道の駅等、考えて欲しいという答申が出ているんです。そういう点もあって今回ここで一般質問、その流れもあって質問しているという点もあります。また今回、こぶし会8人いるうち3人がこの今泉博物館に対して一般質問に項目をあげてやっているわけで、大変こぶし会としてもそして市民の要望も、塩沢の関心の高いものでありますので。大変はっきり物事を言う市長で、例えば庁舎に関しては18年、19年で方向を出していきたい。また昨日は公認野球場についても19年度に前向きに考えて調査していきたい、なんていう声がありましたが、今泉博物館に関しては年度というあれがないんで、その点決意というかをいただければなとも思います。検討委員会についても塩沢でやったものを、まるっきりなしにして考えていくのか、それともまた新しく立ち上げていこうという検討をしているのかについてご答弁がいただければと思います。

#### 6 合併特例債について

特例債についてですが、特例債の南魚沼市合併振興基金条例の第3条なんですけれど。基金に属する現金は金融機関への預金、その他もっとも確実かつ有利な方法により保管しなければならない。これは0パーセントということだと、この条例に違反しているのではないかという視点も出てくるんじゃないのかなと私は思うんです。現在ペイオフの関係があって、おっかなくて使途が決められ・・・決済預金に積んでいて0パーセントだ、仕方ないんだというのとはちょっと違うのではないかと思うんです。というのは特例債は合併してから10年認められているのに、合併してすぐ要は目的も考えなしに作っちゃったからペイオフの相談を心配しなきゃいけないし、金利も発生していくというふうな、逆に。

金利だって借入れが、たしか先日聞いたら1.09パーセントだったかで借りているなんていう話だったので、そういう視点で考えると、ちょっとこの借入れ部分の3パーセントに関して、あの3割が市の負担になるということで考えていくと、今年間500万円の利息が発生しているわけで、基金15億円の基金を積み立てるのに500億円、そして使途を決めていないというのは、あまりいい姿勢ではないのではないかなという私は思いがあります。

それと使途に関して、子育て支援等に使っていききたいというのは、主張というのもそういうのもわかるんですが、地域で子供を守っていくためにコミュニティーの助成という点もあるわけですし、駅伝等、今まである事業をこれを振り替えてやるというのはちょっと違うんじゃないのかな、というふうに私は思いがあるんです。そうじゃなくてまた新たにやる気を起こしていくようなこういう基金の運用があるから、地域起こしのためにいろいろと皆さんご検討していったらどうでしょうか、という点についてそういうふうな使途のほうが市民は

わかりやすいのではないかなという想いがあります。

それと一般会計に振替をするということですが、あまりこのような姿勢というのは私は良くないんじゃないのかなというふうな。振替運用でちょっと突っ込ませていただければ、財政健全化計画の案がでているわけですが、今後なるべく基金に積立をしていかなければならないということが書いてあるのに、逆に振替運用してというのは取り崩して的事なことになって運用していくというようだと、ちょっとつじつまが合わないんじゃないのかなという点があるので、基金はあくまで基金として活用していく。振替運用というのは考えて欲しくないなと私は思っております。

### 3 都市計画事業の進捗度、見通しの公表と用途地域の見直しを

都市計画について18年調査、19年に見直しということですが、地域の声をしっかり聞く、そして県の方で調査に入って来るということですが、やはり用途区域内の住民にアンケートをとって、都市計画の今後というのも考えていくのもひとつの方法ではないのかなと思うんですが。そういうアンケートをとることも市民から吸い上げるということで重要な施策だと思いますが、その点お考えをお聞かせいただければと思います。

#### 市長 2 市の柱となる政策を決定すべきではないか

再質問にお答えいたしますが、この政策のことです。議員おっしゃっていることは良くわかりますので、これから完結型市政、安心・安全の市政というこの中で具体項目がでてくるわけでありまして。その中で日本一を目指そうとか、魚沼こしひかり紙なんてこれはこれから全国に発信しようと思っておりますので、非常にそういう面ではいいわけでありまして。そういうキャッチフレーズ的な部分も当然必要かと思っておりますので。日本一になるかそれはちょっとわかりませんが、当面はこの部分にきちとした力を入れていきたいと。全国のモデルになるくらいのことやしていきたいとか、そういうものは18年度の政策予算の中で皆さん方にお示ししたいというふうに考えております。

### 5 今泉博物館を道の駅と市民の憩いの場に

今泉博物館につきましてこの検討委員会、塩沢にもあったということで当然だと思いますが、私もいつもそう思っているんですけども、自分の地域のことは自分達で考えるわけですがやっぱり岡目八目でありまして、外から見て相当いいアイデアがでることもあると思います。塩沢の皆さんが検討していただいたことはそれとして、他の目からも、もう一度やっぱり見てもらいたいと、そういう思いであります。決して塩沢の皆さんが検討したものを全部ひっくり返そうとか、そういう意味ではなくて、新鮮な目で見ればそれだけ新しい斬新なアイデアも出てくるだろうと思ひまして、そういうことをちょっと考えた。

ですから今泉博物館だけではありません。いろいろそういう部分をですね、たとえばトミオカホワイトとか池田記念館とかです。やっぱりある程度今までどおりこのままずるずる行っていたのでは、なかなか埒があきませんのでそういうことも含めて検討させていただきたいということでございます。

### 3 都市計画事業の進捗度、見通しの公表と用途地域の見直しを

都市計画のまずアンケート、これは用途地域の見直しということをおっしゃっていることだと思いますから、当然であります。全く住民の皆さん方の意見を聞かないということにはなりません。今、たとえば第1種・・・第1種住居地域なんてのは今ここにありませんか。普通の住居地域でそれでよかったのか、商業地域で本当に不便がなかったのか、工業地域に指定されたけど困ったとか、そういう部分が必ず出てきたり、こういう地域にしていだきたいという部分が出るわけです。そこに市としての専門的な考え方、見方、それから秩序あるまちづくりの観点をに入れてやっていくわけですので、どの程度の規模になるかは別にいたしまして、市民の皆さん方からのアンケート的なものはやっぱり実施をしなければならないと、聞き取りはしなければならないというふうに考えております。

## 6 合併特例債について

基金の運用。利息なしで運用しているのは条例違反ではないのかとこういうことありますが、安全がまず一番優先であります。そしてこれは私の考え方でまた財政当局は違った考え方をしているのかもわかりませんが、去年合併をして14億何がしというお金が出まして、基金が積み立てられたわけでありまして、これも合併してすぐ積み立てたわけではないですね、しばらくたってから。そしてもう塩沢さんがすぐ来る。またそのおかげで9億何千万円かが積み立てられると。そういうことの中でやっぱりそれを全部合算した部分をどうして運用していくかということをお考えの方が、このことにとってはいいだろうとこういう意味であります。これは14億円積み立てにはいつ頃ですか。(・・・・)今年でしょう。そんな程度です。ですからぜんぜん運用を考えるとという部分ではまだなかったわけです。これから運用を考えるとということですから、そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。条例違反なんて言わないでいただきたいと思っております。

それでこの基金の利息運用ですが、今まであった、いや囲碁将棋大会や子供俳句大会なんて今までありませんでした。それから駅伝も縦断駅伝的なああいう部分ですね、3町が、旧3町が連携して行えるような。今まであったのにさあということではありません。ただ主力は、私は子育て支援の方に振り向けていきたいという考えであります。なかなかそうそう高い利息が出るものではありませんので、厳しい面があるかと思っております。

それから繰替え運用であります。これはもし認めていただければですよ、なかなか総務省の方がどういふかわかりませんが、非常にやっぱり有利なわけです。今、高金利で、6パーセントとかそういうもので借りている部分を繰替えできるわけですから。もうそこに4パーセント、5パーセントという利息差が生じるわけですから。決して繰替え運用したからといって食い込むわけではありません。それを食ってそのままということではありません。いずれは基金ですから返さなければならぬわけですから。ですからそういう運用ができれば非常に市の財政にとってはありがたいことで、これは検討していかなければならないということでもあります。ご理解いただけましたでしょうか。以上です。

牧野 晶君 3 都市計画事業の進捗度、見通しの公表と用途地域の見直しを

都市計については、地域限定で用途地域外れるか外れないかということだけでなく、都市

計画というのは名前のとおり、ただ道を作っているというために都市計画の地域を決めているわけではなくて、都市というのはやっぱり人口を集中させていくという点もあるわけですから、どのような施策がいいのかということも聞いていくべきではないのかな、という点でまたアンケートしていただければなと思います。

#### 5 今泉博物館を道の駅と市民の憩いの場に

あと今泉に関して、調査検討委員会は合併前から、何年度中に 18年度中にとか19年度中にとか、そういうふうな考えがあったのに、今泉に関してはそういう答弁がないので、市長のやる気というのを、何年度に考えていきたいという点をご答弁していただければと思います。前向き、前向きなんてことではなくて、しっかりとした答弁をいただきたいと思います。

#### 4 観光の振興は湯沢町とシッカリ協力をして

観光について再質問しなかったんですけど、観光については今度、湯沢町というかこの新潟県全体で、昨年・・・昨年というか、ついこの間6月か5月に上越新幹線2010年度活性化同盟という北陸新幹線に対してのそういうふうな会もできましたけれど、やはり上越新幹線は北陸新幹線が開通することによって、高崎よりこっちの方のお客さんは、電車の乗客が3割、4割減ということが言われているわけですから。ということは電車の本数が簡単に言えば3割減、4割減ということになって、観光に対する影響というのものもあるし、このビジネスチャンスという点、そして市民の点もあるのでそういう点。観光についてに限らずビジットジャパンというのものもあるかもしれませんが、そういうのでどうやれば新幹線でお客さんが来てくれるのかということのを、湯沢町と一緒に考えていただければと思います。

#### 6 合併特例債に付いて

特例債の基金になりますけれど、積んだら今年積んだからという言い方それはそれでいいんですけど、積むのであればしっかりと用途を引いて、3月31日まで予算とってあるんで、用途運用方法を決めてから要は基金を造成すればいいわけですよ。それを今は考えているわけでしょう、その塩沢が合併してからの9億円というのは。要は15億円作れるから喜んで飛びついたという姿勢は、私はこれはいけないと思うので、その点しっかりと。やはり金利も発生して、これで1年間でいけば1,500万円、3分の1の負担で500万円。500万円稼ぐと言うのは民間なら大変なわけですし、一家が暮らしていけるわけですから、やはり金利というのものにも敏感にいろいろな点で。借り換えとか、広域水道の借り換えとかもたいした敏感かもしれないですけど、こういう支払金利とかになると敏感じゃないのかな、飛びついてしまう癖があるのかなという点があるので、その点はしっかりと飛びつかないようにしてほしいなというのがあります。

あと基金のもう1点、振替運用。一般会計に繰り戻しを考えて有利な振替運用も考えていきたいということですが、南魚沼市合併振興基金条例の第5条「市長は財政上必要があると認められるときは確実な繰り戻しの方法、期間を及び利率を定めて基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる」とありますが、揚水特別会計の揚水基金なん

かもこの一文が入っていたわけですよ。そういう点でいえば一回取り崩してしまうとなかなか今の財政状況だとまた戻していくというのは、なかなか厳しい財政状況じゃないのかなと思うので、そういう体質的にも基金を守っていくと決めたら守っていった欲しいという気持ち、最後にお聞かせいただければと思います。

市長 5 今泉博物館を道の駅と市民の憩いの場に

今泉の件に限らずですけれども、この今ある施設をどういうふうに活用していかなければならないかという、これについては指定管理者制度の問題もありますので当面は4月以降、指定管理者制度に委ねるわけでありましたが、長たらしく議論していてもどうしようもありませんから、18年度中ぐらいには方向性は決めたいと、方向性はですね。塩沢町さんが考えた活用方法を主体にしながら、新市建設計画の中にこの部分は載っていたと思われます。ですから新市建設計画に基づいて活性化策を実施をしていくわけでありまして、それは何年というのはちょっと申し上げられませんが、方法、どうすればいいのかというくらいの結論は、1年も本来かけてはもらえないのでなるべく早くでももし遅ければ悪いので18年度中には結論を出すという方向だけを申し上げておきます。

4 観光の振興は湯沢町とシッカリ協力して

湯沢との協力は新幹線問題も含めて本当に大切でありますので協力をさせていただきたいと思っております。

6 合併特例債について

なおこの基金のことにつきましては、収入役に繰替え運用のことも含めまして。飛びついて借りたなんてことではありませんので、そのへんも含めて説くとひとつご説明申し上げますのでお聞きをいただきたいと思っております。

収入役 6 合併特例債について

基金の借入れ等につきましては、これは私の権限の外でありますのでどういう形で借入れを起こすかということは、この基金条例の主旨によって借り入れて基金造成をしますと、こういうことだと思います。運用の方が私の方の担当でございますが、繰替え運用を今年はさせていただいております。

要は特に財政の方と基金運用の関係につきましては、非常に重要な関係があります。連携を取りながら運用していくということでございますが、ご承知のように今年は年度の途中で借入れをしたということで、歳計現金に替えて繰替え運用をしていると。極端に言いますとひとつの会計が一時的に赤字になったというところに、この基金を充当してその特別会計等の赤字の部分で一時借入金をしないで済ませよう、という繰替え運用をさせていただいております。

基本的には繰替え運用は年度を越さないというのが原則でありますので、その年度の中で歳入歳出外現金等々も含めて、今会計としては全体を歳計現金として、それぞれ繰替え運用をさせていただいているということでございます。

ですので一時借入金を起こした方が得なのか、あるいはそういう形で繰替え運用をした方



が得なのかという部分を財政的に見ながら、今回、年度の途中でありますので運用している。ということで来年あたり塩沢さんの分ということで含めると、先ほど申し上げました24億円くらいですかね、そういう部分については基本的には計画を作って、一部はできれば繰替え運用をした方が有利だろうというふうに考えますが、全体でなくてその一部は、やはり国債あるいはその他の運用して運用益を活用していくということにした方が、私はいいんじゃないかなという感じがしております。

そんなことで、財政的な部分でこれから新年度予算を計上するわけですが、その中で基金の運用等は十分に考えていきたいというふうに考えております。

議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思いますのご疑義ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決定いたしました。

議 長 明日の本会議は午前9時半から当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。なお、3時から議会全員協議会を開催いたします。

(午後2時45分)